

パートナーシップ制度に関する調査報告書

令和 4 年 9 月

板 橋 区

目次

第1章 調査の概要

| | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 調査目的 | 2 |
| 2 | 実施概要 | 2 |
| 3 | 調査内容 | 3 |
| 4 | 用語の定義 | 3 |
| 5 | 調査結果の集計について | 3 |

第2章 調査結果

| | | |
|---|---------------|----|
| 1 | 調査結果（全回答者対象） | 6 |
| 2 | 調査結果（当事者のみ対象） | 39 |

第3章 資料編

| | | |
|---|-----|----|
| 1 | 調査票 | 44 |
|---|-----|----|

第 1 章 調査の概要

第1章 調査の概要

1 調査目的

板橋区では、すべての区民が、個人としての尊厳を重んじられ、性別による差別的な取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮できる男女平等参画社会の実現を目指すために「いたばしアクティブプラン 2025」に基づき、様々な取組を進めています。その中で、性的マイノリティ支援のための「パートナーシップ制度の導入検討」を重点事業の一つとし、性的指向や性自認に関わらず、誰もが人生を共にしたい人と暮らしていくことを支援するため、パートナーシップ制度に関する調査・検討を行っています。そこで、板橋区におけるパートナーシップ制度の導入に関する検討を進める上での基礎資料とするため、パートナーシップ制度や性的マイノリティ支援施策等に関する意識意向調査を実施しました。

2 実施概要

(1) 調査対象

令和4年5月2日現在の板橋区住民基本台帳に記載されている満18歳以上80歳未満の男女

(2) 対象者数

2,000人(無作為抽出)

(内訳)

18歳以上39歳以下 740人

40歳以上64歳以下 860人

65歳以上79歳以下 400人

(3) 調査方法

郵送で調査票を送付し、郵送による返信

(4) 調査票回収数

589件

(5) 回収率

29.5%

(6) 調査期間

令和4年6月1日～ 同年6月20日

3 調査内容

(1) 属性

性、年齢

(2) 性的マイノリティについて

言葉の認知度、自認する性・性的指向、性的マイノリティに対する考えやイメージ、性的マイノリティに対する取組・施策として評価できると思うもの

(3) パートナーシップ制度について

区独自制度導入の賛否、その理由

(4) 自由意見

<記述式>

(5) 性的マイノリティの方からの意見

性的マイノリティであることが理由で経験した特に辛かったこと、行政の取組・施策で評価できること、その理由<記述式>、パートナーシップ制度の長所・短所等具体的な意見<記述式>

4 用語の定義

本調査における用語の定義は以下のとおりとする。

- ・ 性的マイノリティ…「性自認が生まれた時の身体的な性と一致していて、かつ性的指向は異性」というパターンに当てはまらない等「性のあり方が多数派でない人々」とされている。同義の言葉として「LGBT」が用いられる場合もある。
- ・ 性自認…自分の性を自分でどう認識しているか。「心の性」とも言われる。
- ・ 性的指向…どの性の人を好きになるか。
- ・ LGBT…L（レズビアン：女性の同性愛者）G（ゲイ：男性の同性愛者）
B（バイセクシュアル：両性愛者）T（トランスジェンダー：心と体の性が一致しない人）

5 調査結果の集計について

- ・ アンケート調査の結果は、百分率(%)で示した。小数点以下は、原則として、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで示した。
- ・ 回答者の母数は「N=〇〇」で、各選択肢の回答数は「n=〇〇」で、それぞれ示した。
- ・ 複数の選択肢を選択できる設問の場合や、四捨五入の処理の関係で、各選択肢の百分率の合計が100%にならないことがある。
- ・ 複数の選択肢を選択できる設問で、選択可能数に指定がある場合、選択可能数以上の選択肢を選択した回答については、当該設問においては無効回答とした。
- ・ 記述式の回答については要約している。

第2章 調査結果

第2章 調査結果

1 調査結果（全回答者対象）

項目1 あなたご自身について

回答者の性別について、「女性」が61.5%で最も多く、次に多い「男性」（36.0%）の約1.7倍です。また、「どちらともいえない」と答えた方の割合は0.3%、「いずれも当てはまらない」と答えた方の割合は0.2%です。【図1-1】

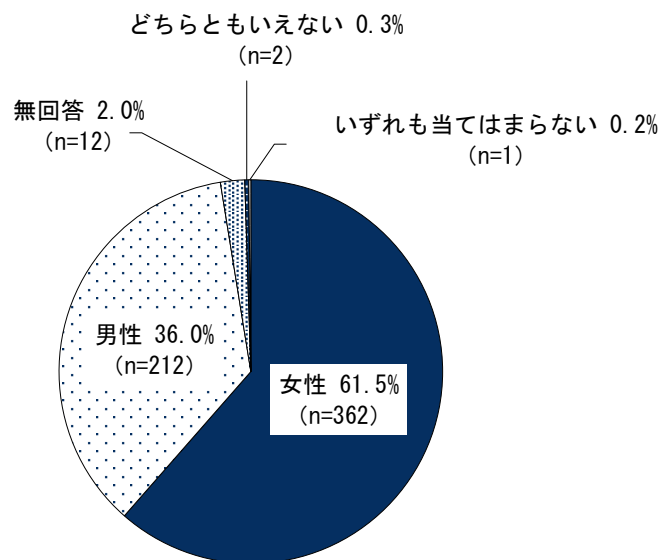
年代について、「10・20歳代」から「50歳代」まで緩やかな増加傾向にあり、「50歳代」をピークに「70歳代」まで減少傾向にあります。【図1-2】

調査票送付者のうち18歳以上39歳以下は全体の37.0%のところ、回答者における「10・20歳代」（13.2%）、「30歳代」（15.9%）の割合の合計は29.1%です。一方、調査票送付者のうち40歳以上79歳以下は全体の63.0%のところ、「40歳代」（17.8%）、「50歳代」（20.2%）、「60歳代」（17.8%）、「70歳代」（14.0%）の割合の合計は69.8%であり、40歳未満より40歳以上の回答率が高くなっています。【図1-2】

(1) あなたの性別を教えてください。

図1-1

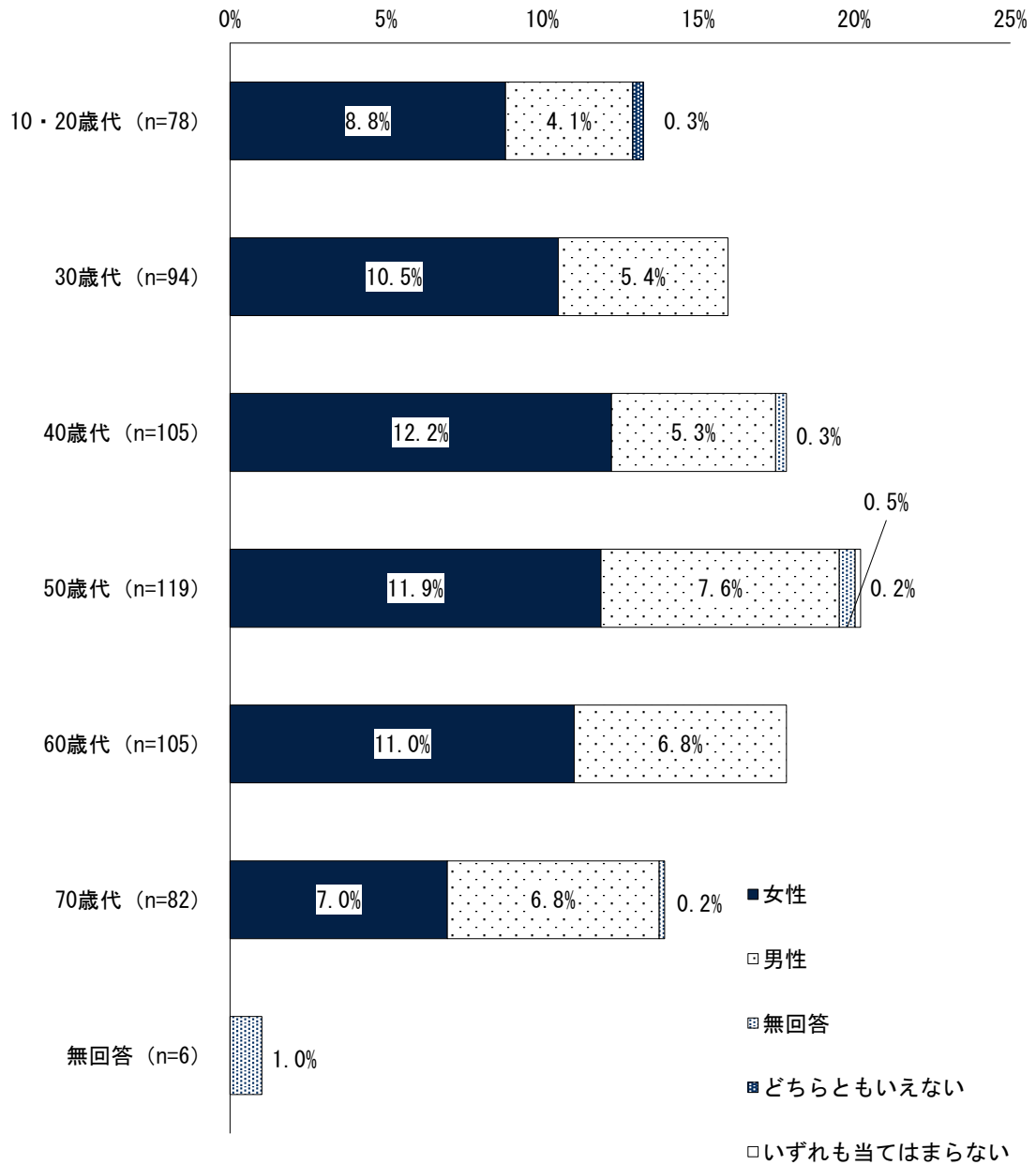
N=589



(2) あなたの年齢を教えてください。

図1-2

N=589



項目2 性的マイノリティについて

「性的マイノリティ」または「LGBT」という言葉や意味の認知・理解について、「意味まで知っていた」（83.7%）「聞いたことはあるが、意味は知らなかった」（12.2%）と回答した人の割合の合計は95.9%です。【図2-1】

性別にみると大きな傾向の違いはありませんが、年代別にみると、年代が上がるにつれて「意味まで知っていた」と回答する人の割合が減少する傾向にあり、「30歳代」、「40歳代」の9割以上（199人中183人）の人が「意味まで知っていた」と回答したのに対し、「70歳代」では「意味まで知っていた」人の割合が7割未満（82人中57人）となっています。【図2-2】 【図2-3】

性的マイノリティの当事者と思うかどうかについて、「はい」と回答した人の割合は3.1%、「わからない」と回答した人の割合は2.2%です。【図2-4】

当事者と思うかどうかで「はい」（18人）と回答した人の認識に近いものでは、「B（バイセクシュアル：両性愛者）」が7人で最も多く、LGBTXQのいずれにも当てはまらず、「わからない、決めたくない」、「その他」と回答した人は合計で4人となっています。【図2-5】

当事者と思うかどうかで「はい」と回答した人の、項目1（1）での回答をみると、性別では「女性」と回答した人が8割を超えており（18人中15人）、年代別では「30歳代」が多くなっています。（18人中9人）【表2-1】

性的マイノリティの方への考え方やイメージについて、「性の多様性、個人の人権として尊重する必要がある」（75.2%）が最も多く、「メディアで取上げられたり著名人が公表したりしているため、社会に受け入れられつつあると感じている」（56.9%）「理解に努めようと思う」（50.8%）と続きます。また、「周りに当事者がいるため、身近に感じている」（16.3%）と回答した人の割合は「一部の人たちのことで、身近な問題ではない」（8.1%）と回答した人の割合の約2倍となっています。【図2-6】

性別にみると、「理解ができない」と回答した人の中で「男性」の割合が高く（66.7%）、一方、「周りに当事者がいるため、身近に感じている」と回答した人の中での「男性」の割合は、他の選択肢よりも低くなっています。【図2-7】

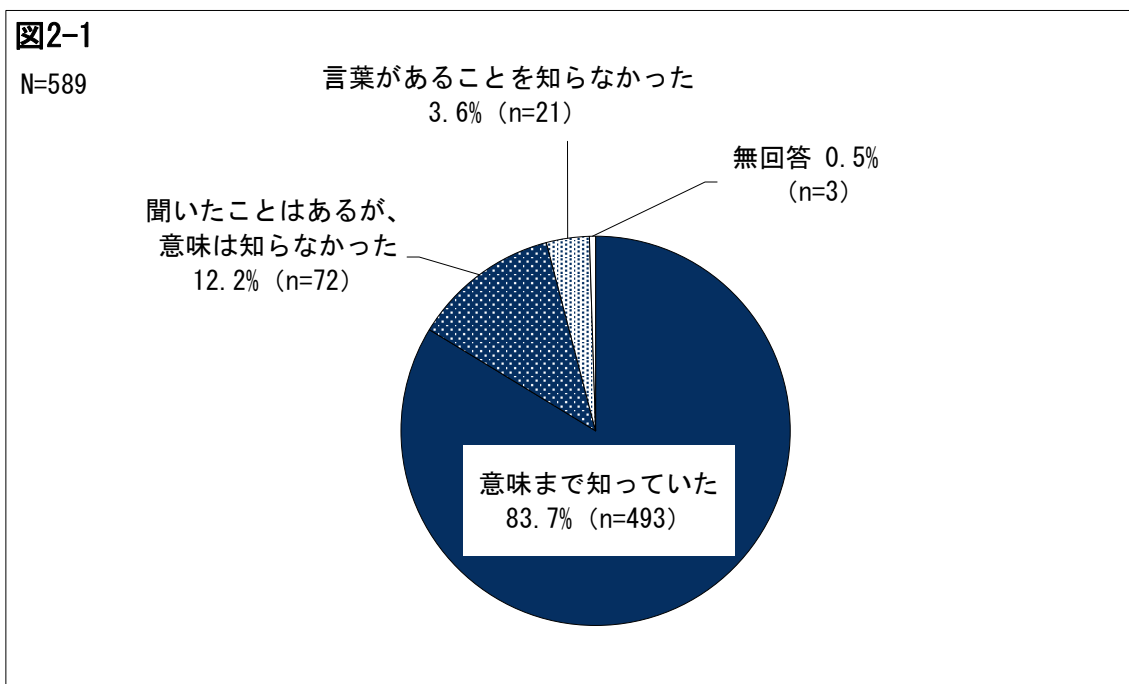
年代別にみると、「一部の人たちのことで、身近な問題ではない」、「理解ができない」、「特に考えやイメージは持っていない」と回答した人のそれぞれ約3分の1が「70歳代」となっており、他の年代と比較して割合が高くなっています。【図2-8】

性的マイノリティの方に対する取組・施策として評価できると思うものについて、「学校における多様な性に関する教育」(36.2%)が最も多く、「パートナーシップ制度の導入」(27.7%)「窓口対応を行う職員・学校の教職員等への研修」(20.4%)と続きます。【図2-9】

性別にみると、「相談窓口(電話・SNS等)の設置」、「わからない」、「必要な取組・施策はない」と回答した人中で「男性」の割合が高くなっている一方、年代別にみると、いずれの年代においても各選択肢が満遍なく選択されています。【図2-10】【図2-11】

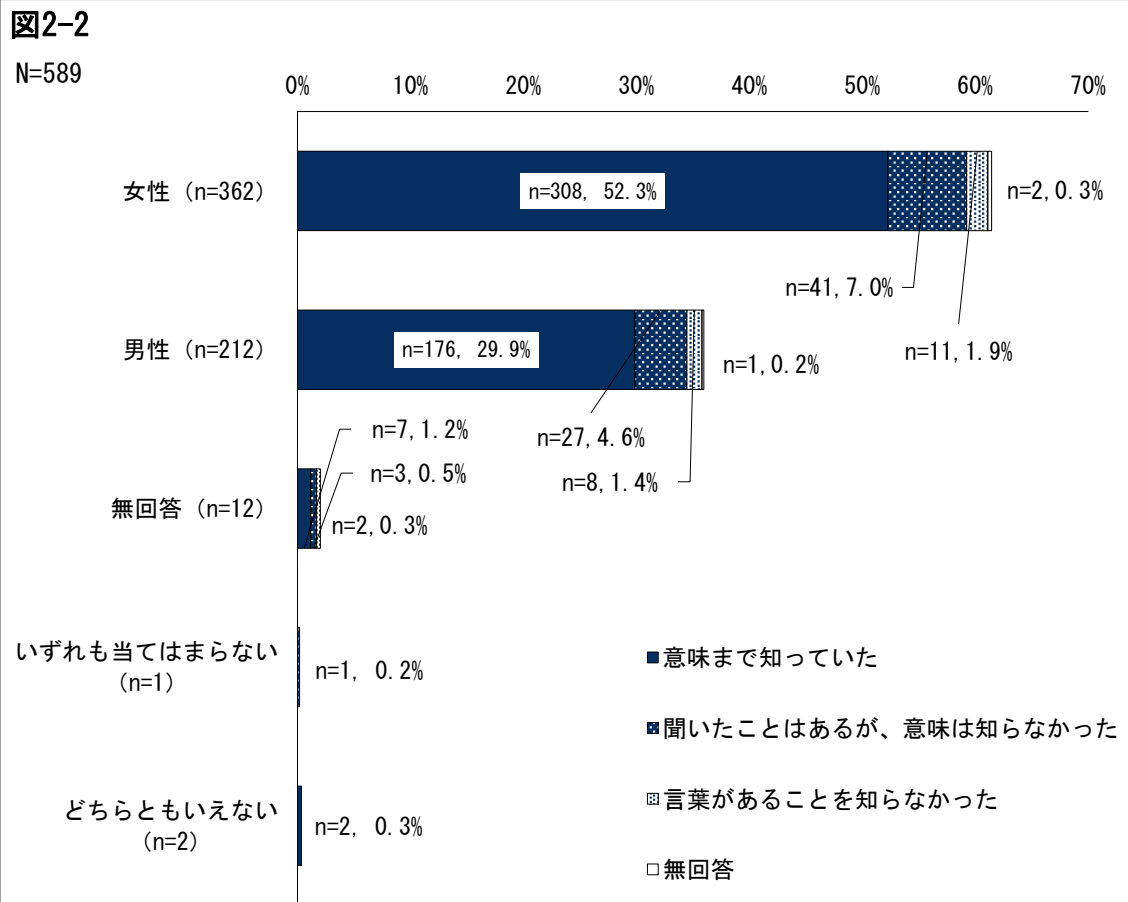
個々の選択肢の中で年代別割合をみると、「性的マイノリティの方同士による交流イベントの開催」では「10・20歳代」(27.0%)、「性的マイノリティの方への差別禁止や啓発普及を推進するための規程等の整備(条例等)」では「30歳代」(29.1%)、「個人や事業者向けのセミナー・ワークショップ・イベントの開催」では「50歳代」(35.7%)の割合が高いです。【図2-12】

- (1) あなたは「性的マイノリティ」または「LGBT」という言葉や意味をご存知でしたか。
(いずれか一方についてでかまいません。)



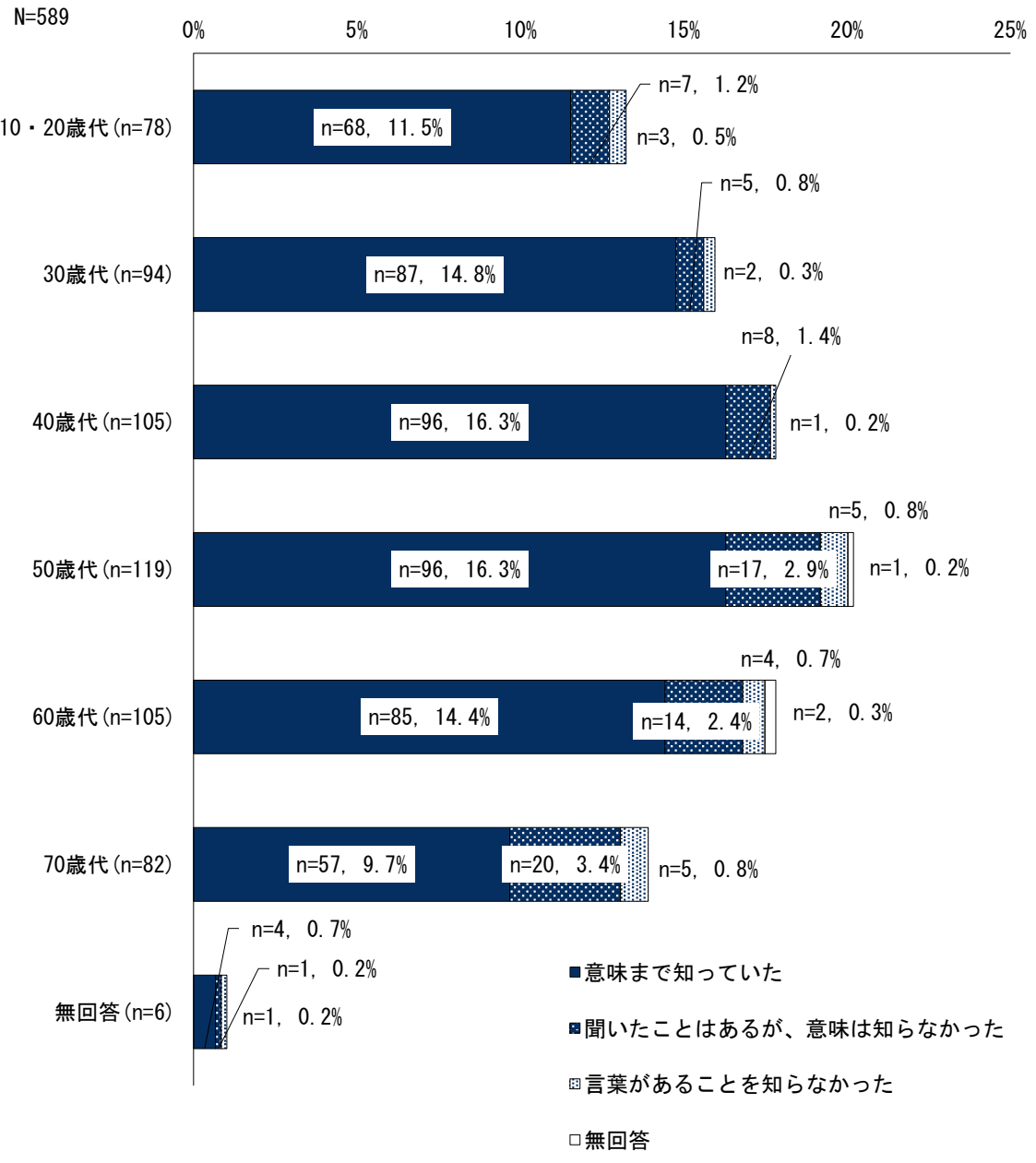
回答者の内訳

【性別】



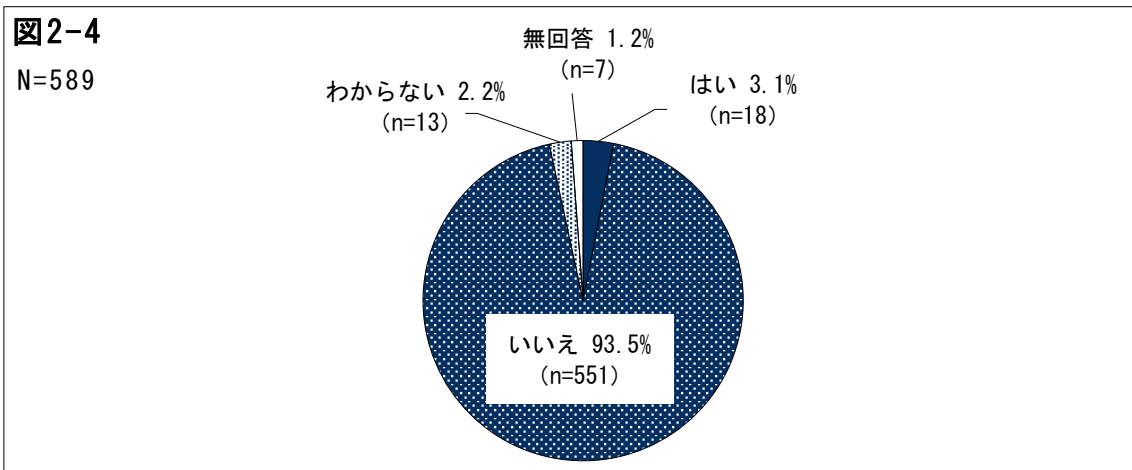
【年代別】

図2-3

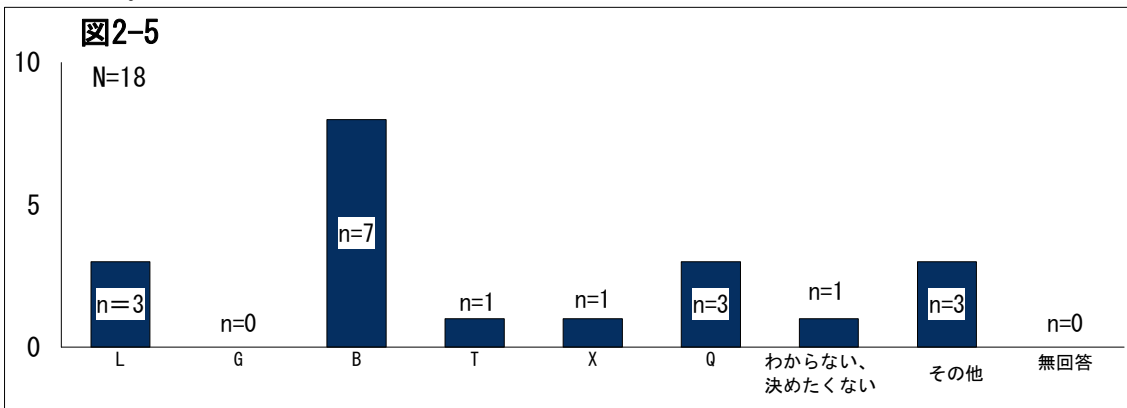


性的マイノリティ…「性自認が生まれた時の身体的な性と一致していて、かつ性的指向は異性」というパターンに当てはまらない等「性のあり方が多数派でない人々」とされている。同義の言葉として「LGBT」が用いられる場合もある。

(2) あなたはご自身が性的マイノリティの当事者だと思いますか。



(3) (2)で「はい」の回答を選択した方は、ご自身の認識に近いものを選んでください。

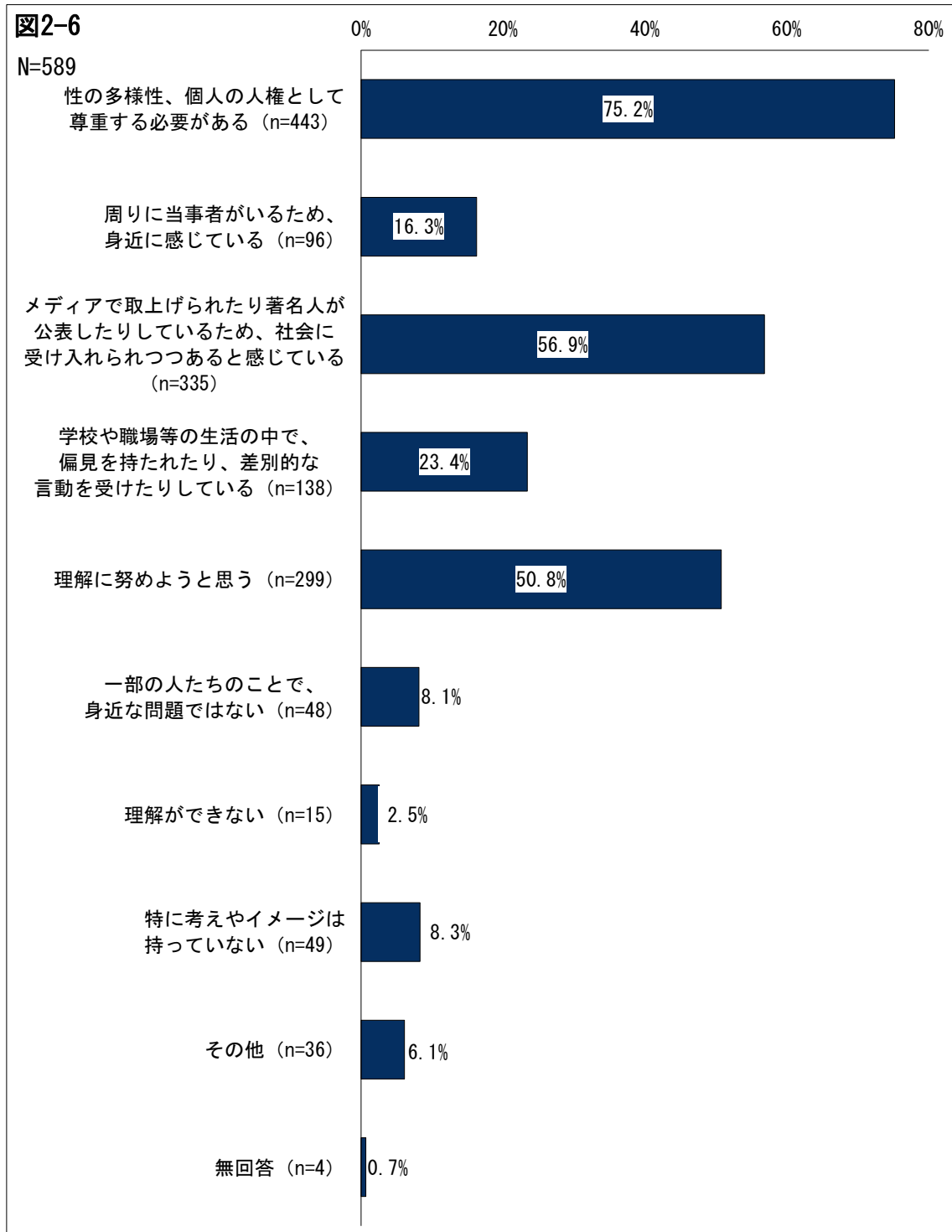


※ 複数の選択肢を選択している場合があるため、回答者の母数と一致しません。

| 表 2-1 | 女性 | 男性 | 無回答 | どちらとも いえない | いずれも 当てはまらない |
|----------|----|----|-----|---------------|-----------------|
| 10・20 歳代 | 4人 | 1人 | 0人 | 1人 | 0人 |
| 30 歳代 | 8人 | 1人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 40 歳代 | 1人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 50 歳代 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 60 歳代 | 2人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 70 歳代 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

L (レズビアン：女性の同性愛者) G (ゲイ：男性の同性愛者)
 B (バイセクシュアル：両性愛者) T (トランスジェンダー：心と体の性が一致しない人)
 X(エックスジェンダー：自認する性別が男女どちらでもない、どちらとも言い切れない人)
 Q(クエスチョニング：自らの性のあり方などについて特定の枠に属さない人、分からない)

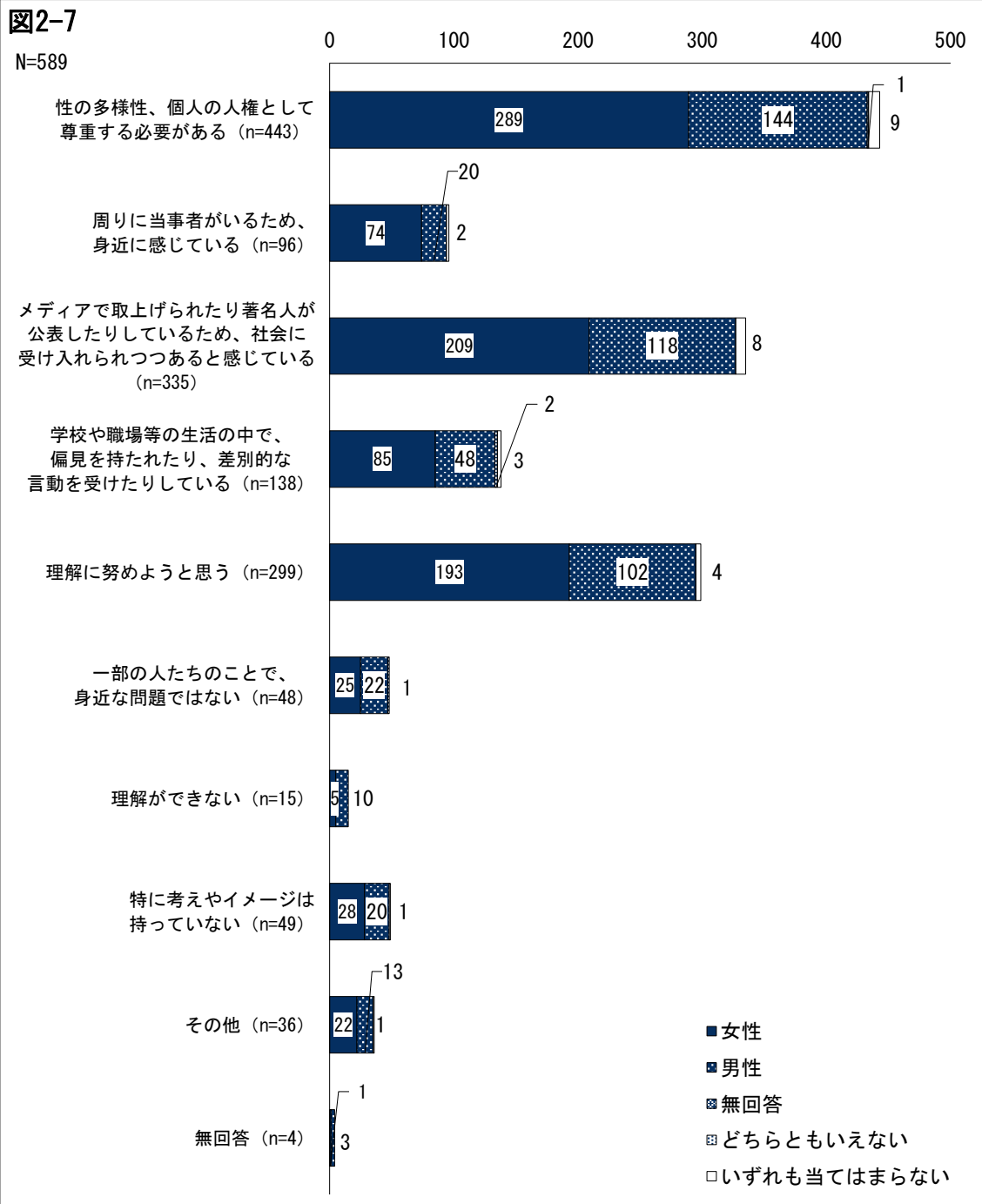
(4) あなたは性的マイノリティの方について、どのような考えやイメージをお持ちですか。あてはまるものすべてを選んでください。



「その他」では、「理解に努めようと思うが、身近に当事者がいたら実際に受け入れられるかわからない」「特別扱いしたり差別したりせず、ありのままを受けとめる」という意見等があります。

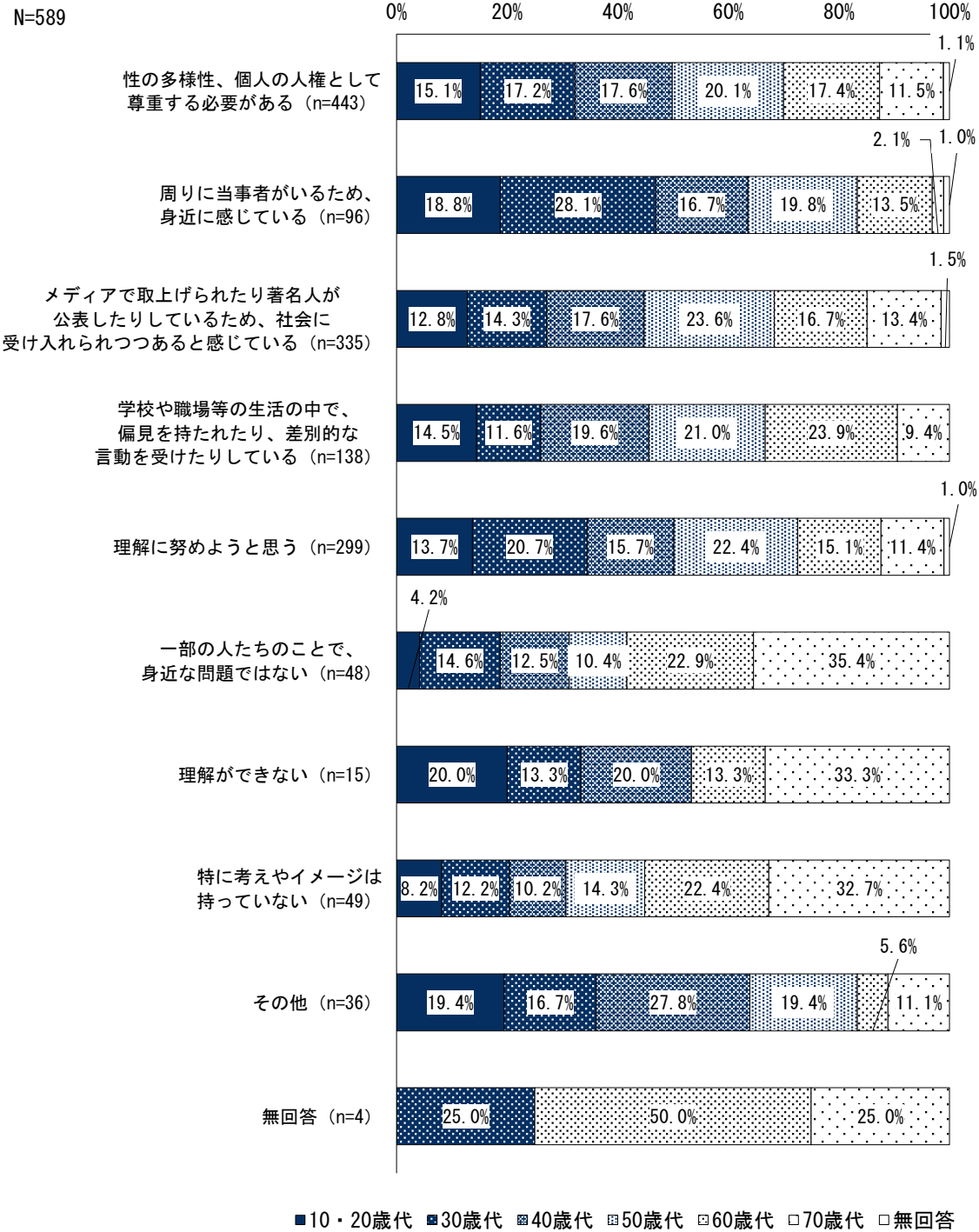
回答者の内訳

【性別】

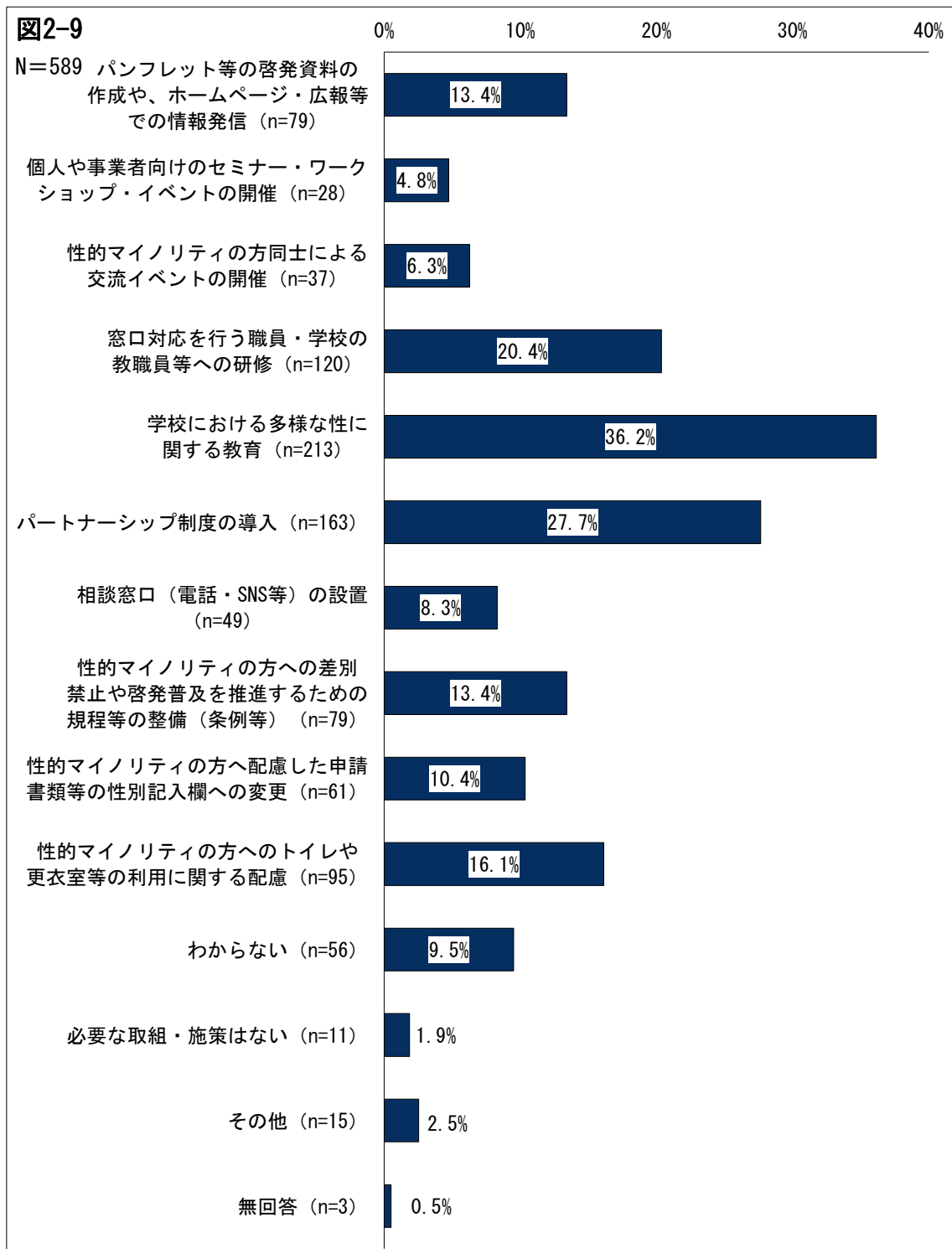


【年代別】

図2-8



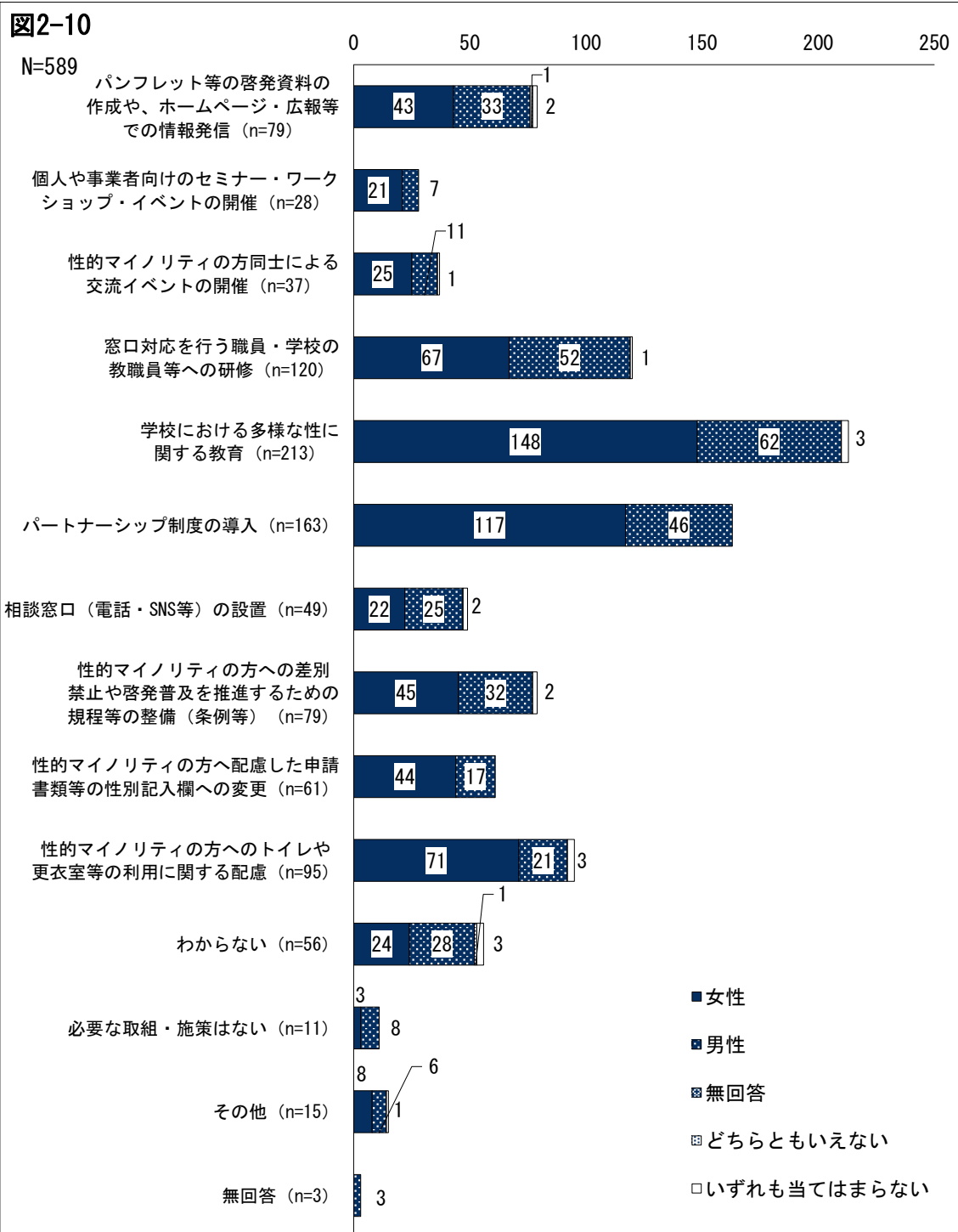
(5) 性的マイノリティの方に対する取組・施策として、評価できると思うものはありますか。特にあてはまるものを3つまで回答してください。



「その他」では、「職場や学校におけるジェンダーレス制服の導入」「実際に生活していて取組・施策に触れる機会が少ないため、そもそも評価できない」という意見等があります。

回答者の内訳

【性別】



【年代別】

図2-11

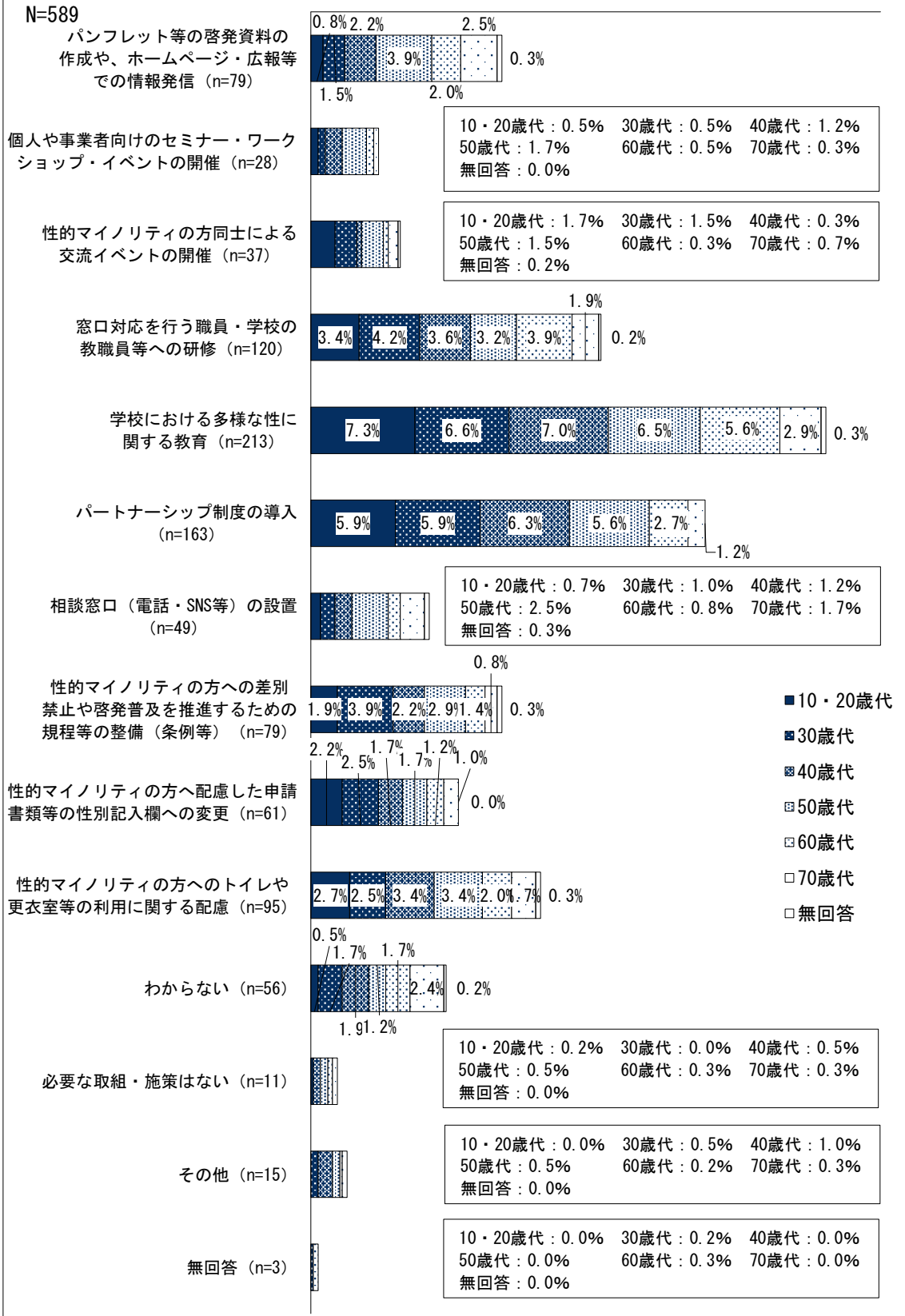
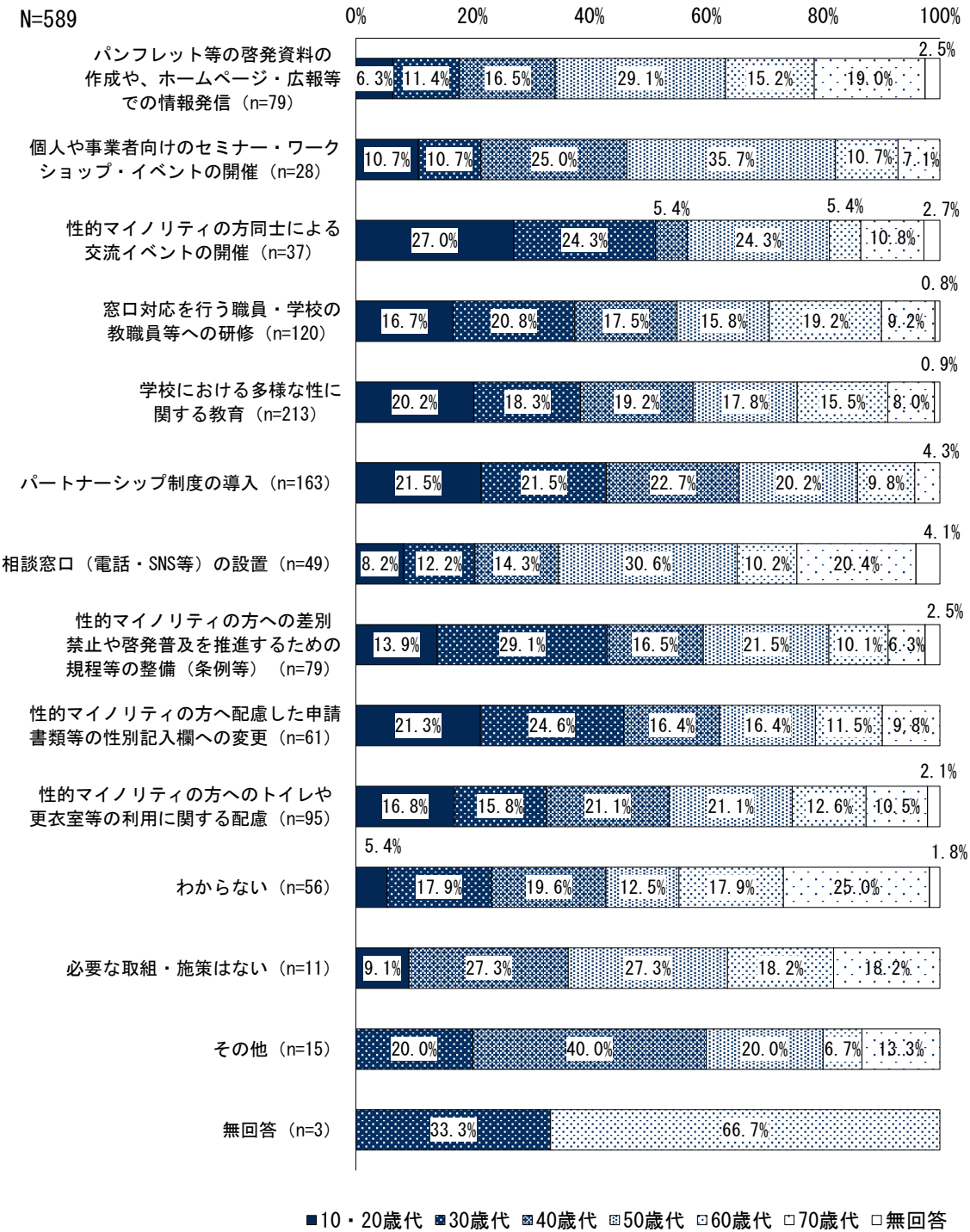


図2-12



項目3 パートナーシップ制度について

パートナーシップ制度の導入について、「賛成」、「どちらかといえば賛成」と回答した人の割合の合計は83.2%と8割を超えました。「反対」、「どちらかといえば反対」と回答した人の割合の合計は2.9%でした。【図3-1】

「賛成」、「どちらかといえば賛成」と回答した人のうち、「女性」の割合の合計は65.1%（「賛成」(48.0%)、「どちらかといえば賛成」(17.1%)）であり、回答者全体での性別割合（61.5%）を上回ります。一方、「男性」の割合の合計は32.4%（「賛成」(21.2%)、「どちらかといえば賛成」(11.2%)）と、回答者全体での性別割合（36.0%）を下回っており、「男性」より「女性」が賛成する傾向にあります。【図3-2】

「賛成」「どちらかといえば賛成」と回答した人を年代別にみると、「10・20歳代」(15.1%)、「30歳代」(16.8%)、「40歳代」(18.6%)、「60歳代」(17.9%)では、回答者全体でのそれぞれの年代別割合（「10・20歳代」(13.2%)、「30歳代」(15.9%)、「40歳代」(17.8%)、「60歳代」(17.8%)）を上回ります。一方、「50歳代」(19.6%)、「70歳代」(11.0%)では回答者全体でのそれぞれの年代別割合（「50歳代」(20.2%)、「70歳代」(14.0%)）を下回ります。【図3-3】

「賛成」、「どちらかといえば賛成」と回答した方の理由は、「当時者の不安や生きづらさを軽減できると思うから」(79.8%)と、「性の多様性や個人の人権を尊重する社会をつくるために必要な取組みだと思うから」(79.2%)が他の選択肢に比べ多く選ばれています。【図3-4】

性別にみると、全ての選択肢で「女性」より「女性」が多いです。特に、「宣誓書受領証等により受けられる民間事業者のサービス等が広がりを見せているから」(131人)と回答した方は、他の選択肢よりも「女性」(100人)の割合が高いです。一方、年代別にみると、いずれの年代においても各選択肢が満遍なく選択されています。【図3-5】【図3-6】

個々の選択肢の中で年代別割合をみると、「東京都の制度が開始されるが、区独自の性的マイノリティの方への取組や施策が必要だと思うから」については、「60歳代」(20.4%)と「70歳代」(19.5%)で約4割となっています。【図3-7】

「反対」、「どちらかといえば反対」と回答した人のうち、「女性」の割合の合計は35.3%（「反対」(29.4%)、「どちらかといえば反対」(5.9%)）であり、回答者全体での性別割合（61.5%）を下回ります。一方、「男性」の割合の合計は64.7%（「反対」(47.1%)、「どちらかといえば反対」(17.6%)）と、回答者全体での性別割合（36.0%）を上回っており、「女性」より「男性」が反対する傾向にあります。【図3-8】

「反対」「どちらかといえば反対」と回答した人を年代別にみると、「10・20歳代」(11.8%)、「30歳代」(5.9%)の割合の合計は「17.7%」であり、回答者全体での年代別割合（29.2%）を下回ります。一方、「40歳代」(23.5%)、「50歳代」(17.6%)、「60歳代」(17.7%)、「70歳代」(23.5%)の割合の合計は「82.3%」であり、回答者全体での年代別割合（69.8%）を上回ります。【図3-9】

「反対」「どちらかといえば反対」と回答した方の理由は、「必要とされている制度だと思わないから」(47.1%)が最も多く、「法的効力がなければ実用性があるとは思えないから」(35.3%)が続きます。【図 3-10】

性別にみると、「女性」は「法的効力がなければ実用性があるとは思えないから」(4人)、「男性」は「必要とされている制度だと思わないから」(6人)が最も多いです。年代別にみると、「必要とされている制度だと思わないから」については全ての年代の人が選択しています。【図 3-11】【図 3-12】

個々の選択肢の中で年代別割合をみると、他の選択肢と比較して、「性的マイノリティについてまだ理解が広がっておらず時期尚早だと思うから」について、「70 歳代」(50.0%)の割合が高いです。また、「東京都の制度が開始されるため、区による制度導入については特段の必要はないと思うから」については、「50 歳代」(50.0%)の割合が高いです。【図 3-13】

「どちらでもない」、「わからない」と回答した人のうち、「女性」の割合の合計は 45.6%（「どちらでもない」(34.2%)、「わからない」(11.4%)）であり、回答者全体での性別割合（61.5%）を下回ります。一方、「男性」の割合の合計は 50.7%（「どちらでもない」(34.2%)、「わからない」(16.5%)）と、回答者全体での性別割合（36.0%）を上回っており、「女性」より「男性」が「どちらでもない」、「わからない」と回答する傾向にあります。【図 3-14】

「どちらでもない」、「わからない」と回答した人を年代別にみると、「10・20 歳代」(2.5%)、「30 歳代」(12.7%)、「40 歳代」(12.7%)、「60 歳代」(17.7%)では、回答者全体でのそれぞれの年代別割合（「10・20 歳代」(13.2%)、「30 歳代」(15.9%)、「40 歳代」(17.8%)、「60 歳代」(17.8%)）を下回ります。一方で、「50 歳代」(24.0%)、「70 歳代」(29.1%)では、回答者全体でのそれぞれの年代別割合（「50 歳代」(20.2%)、「70 歳代」(14.0%)）を上回っています。また、「70 歳代」は他の年代に比べて「わからない」と回答した人の割合が高くなっています。【図 3-15】

「どちらでもない」「わからない」と回答した方の理由は、「社会や自分自身にどのような影響があるか分からないから」(59.5%)が最も多く、「自分には関係ないと思うから」(27.8%)「板橋区が検討している制度の詳細がわからないから」(27.8%)と続きます。制度が導入されることによる影響や制度内容についての未知を理由とする意見が多くなっています。【図 3-16】

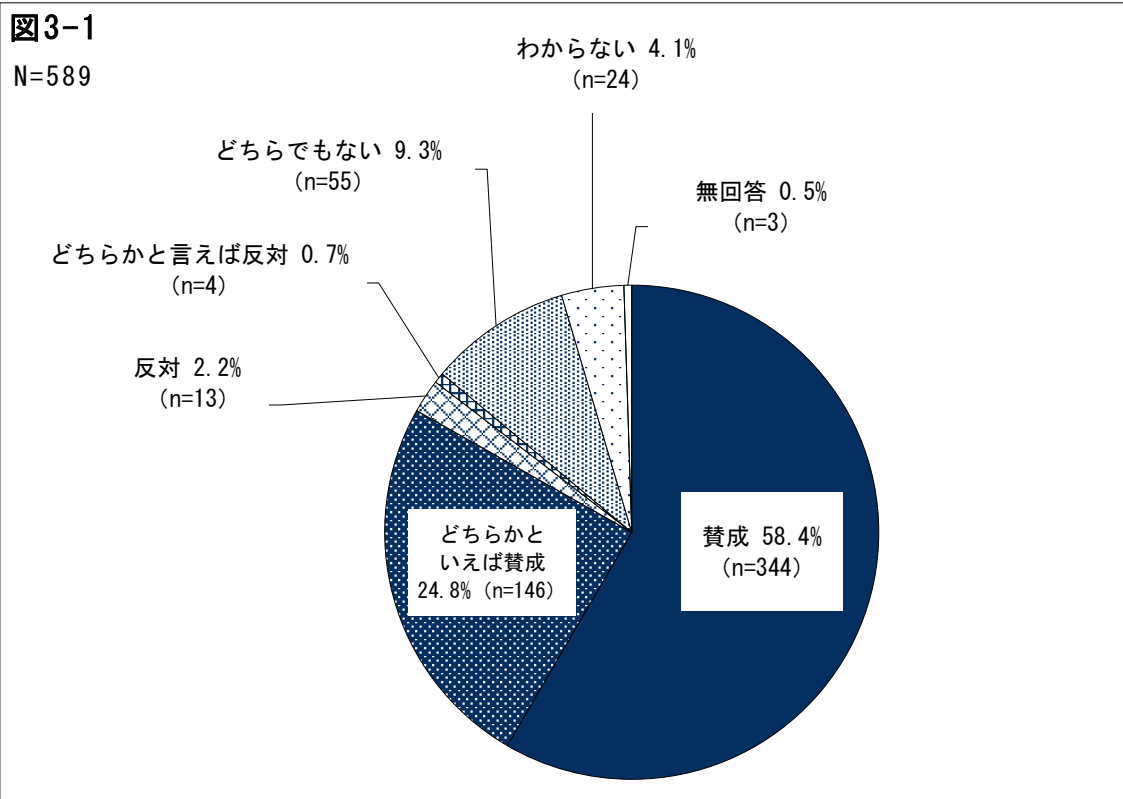
性別にみると、回答者のうち「女性」が 36 人、「男性」が 40 人ですが、「自分には関係ないと思うから」(22 人)については、「男性」(9 人)より「女性」(13 人)が多くなっています。【図 3-17】

年代別にみると、いずれの選択肢についても、「70 歳代」が最も多くなっています。【図 3-18】

個々の選択肢の中で年代別割合をみると、「50 歳代」で「社会や自分自身にどのような影響があるかわからないから」(27.7%)、「60 歳代」で「周囲に性的マイノリティの方がいないと感じているから」(30.0%)、「70 歳代」で「自分には関係ないと思うから」(45.5%)と回答した方が多いです。【図 3-19】

(1) 板橋区では、パートナーシップ制度の導入を検討していますが、導入することについてあなたはどのように考えますか。

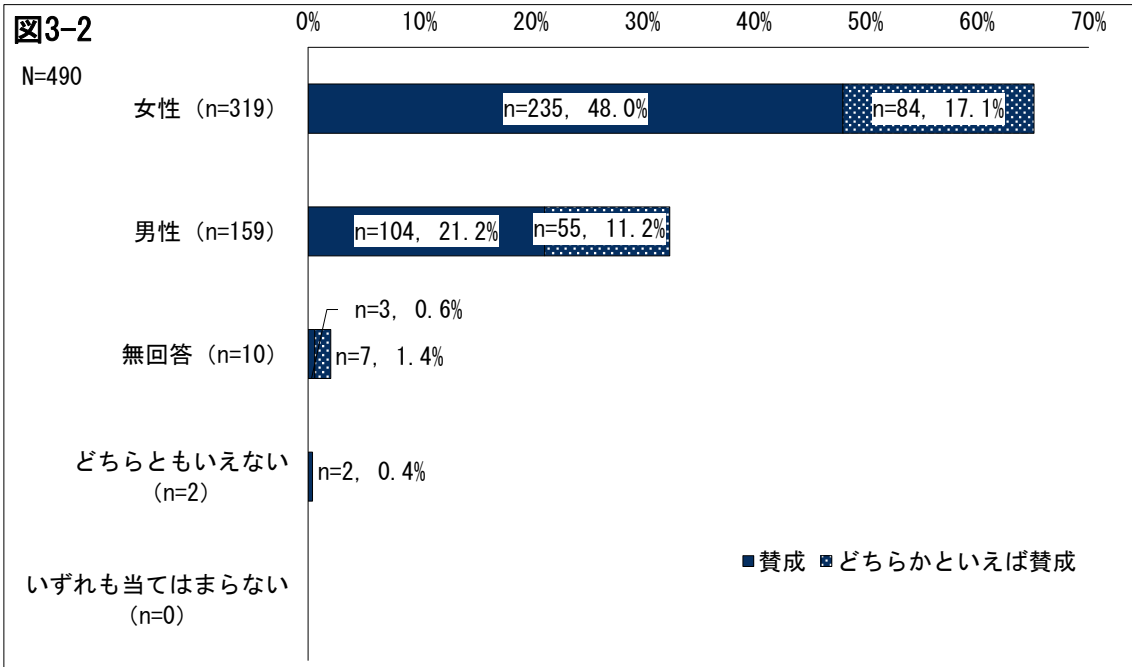
※ 東京都では今秋に「東京都パートナーシップ宣誓制度」の導入を予定しています。



(2) 項目3(1)で「賛成、どちらかといえば賛成」の回答を選択した方は、その理由を教えてください。あてはまるものすべてを選んでください。

回答者の内訳

【性別】



【年代別】

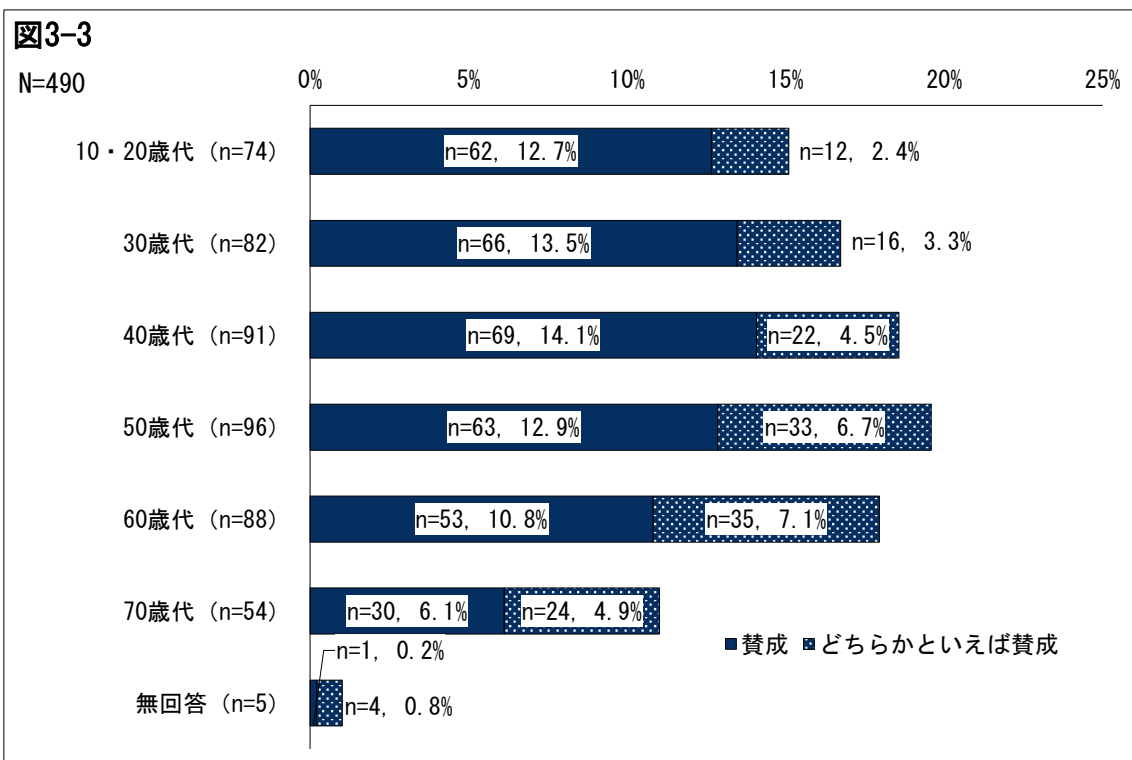
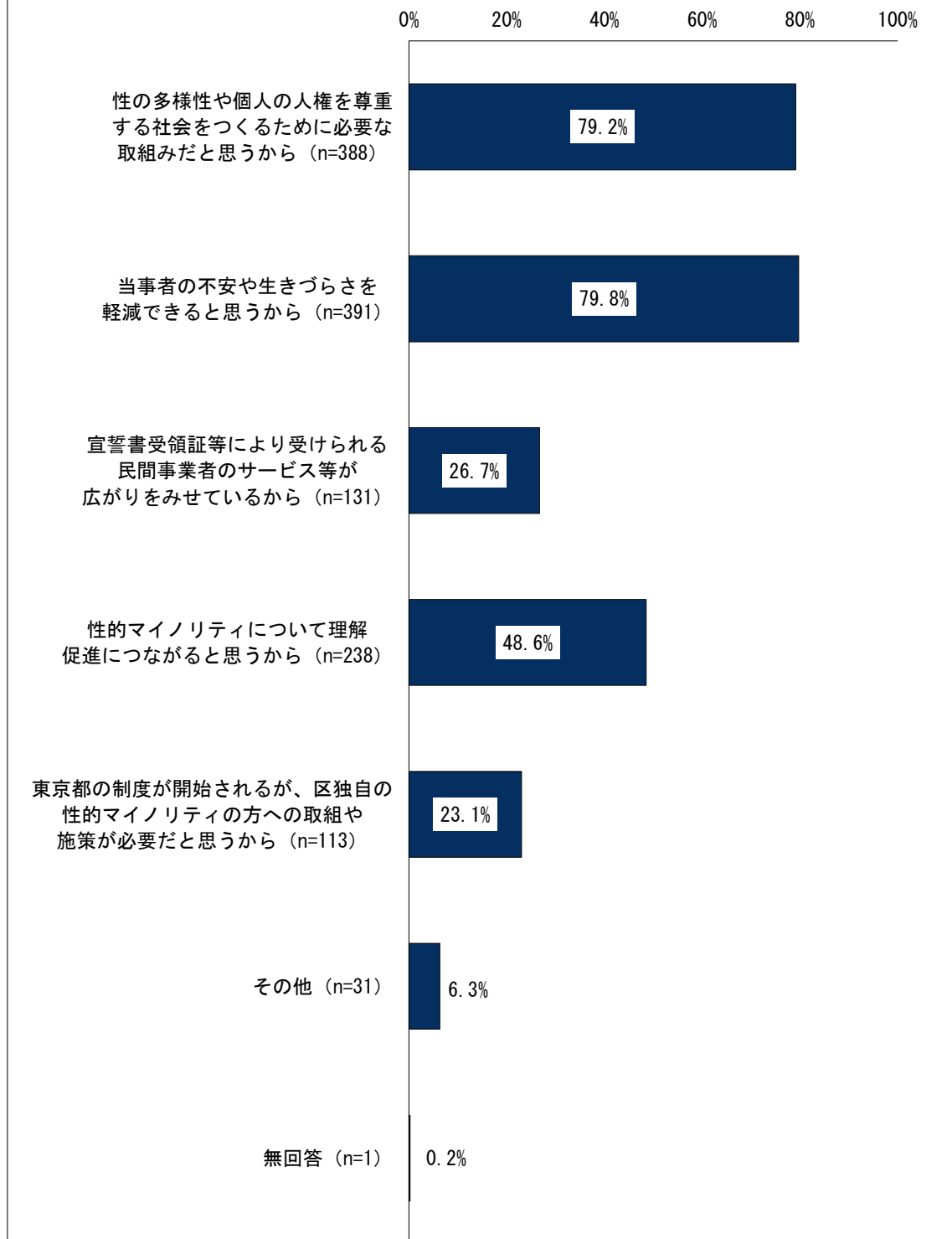


図3-4

N=490



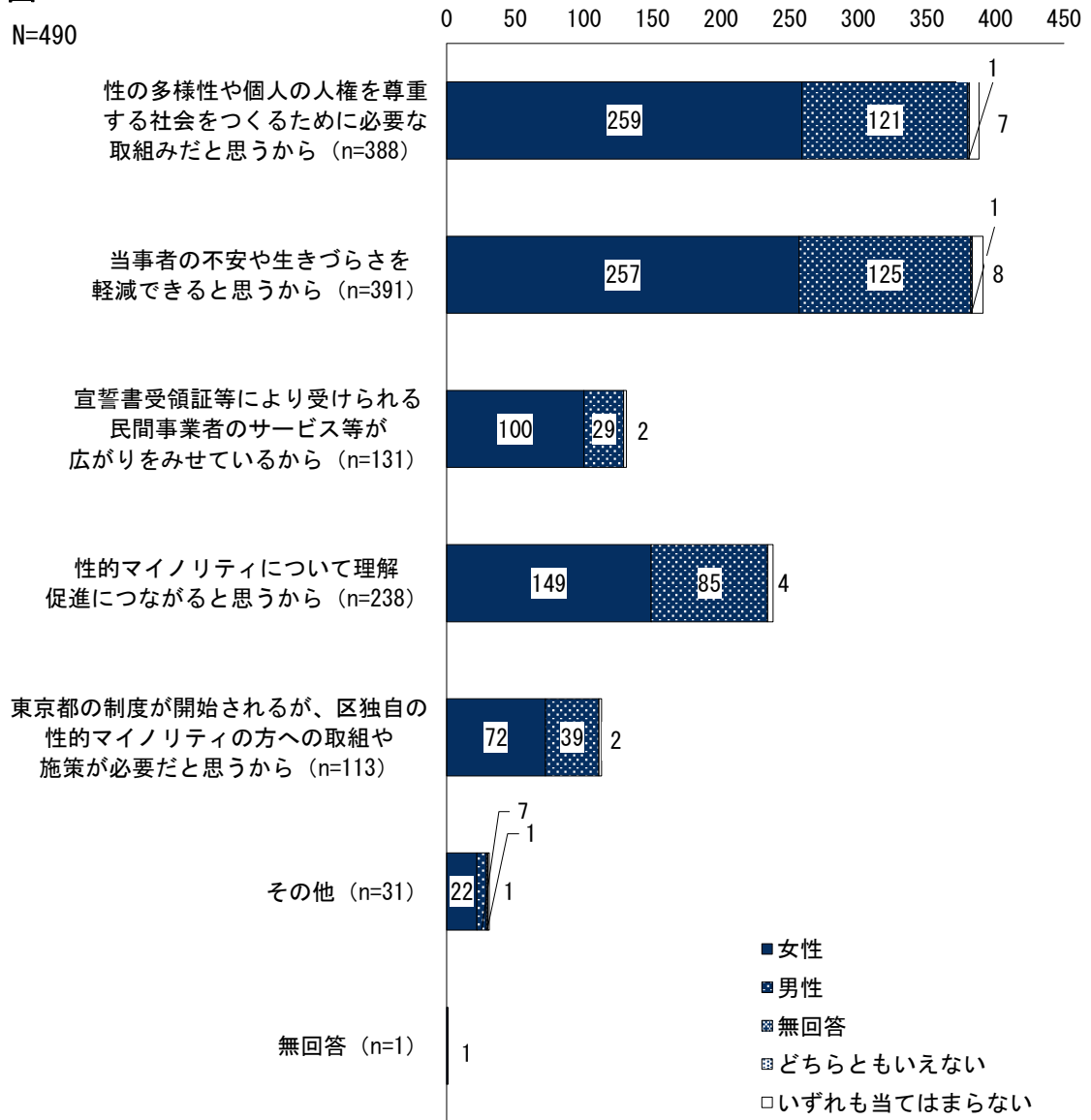
「その他」では、「自治体によりパートナーシップ制度があつたりなかったりするの是不便だから」「パートナーシップ制度を導入することが、不利益になることはなさそうだから」「他人が侵害して良い権利ではないから」という意見等があります。

選択肢ごとの内訳

【性別】

図3-5

N=490



【年代別】

図3-6

N=490

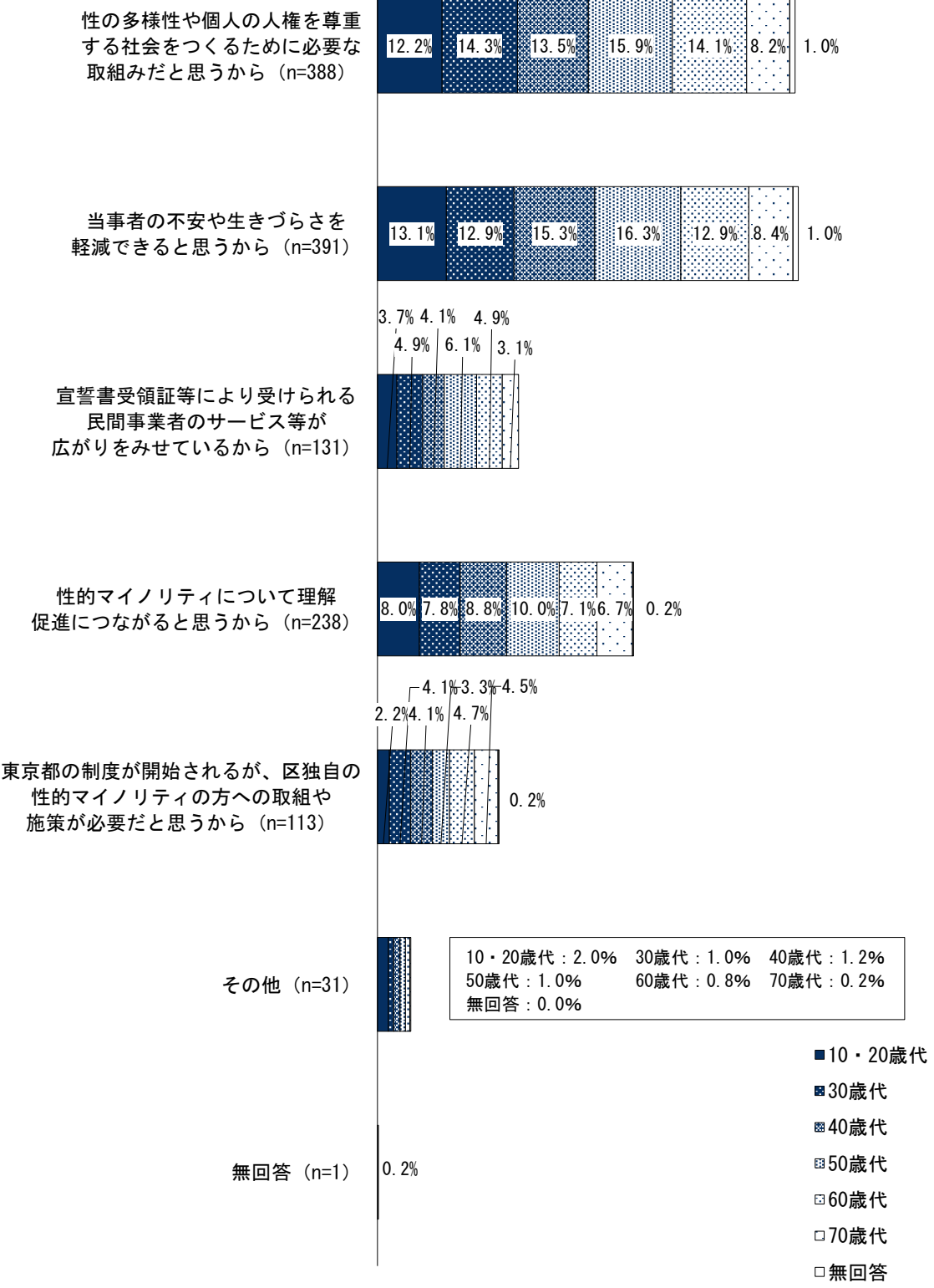
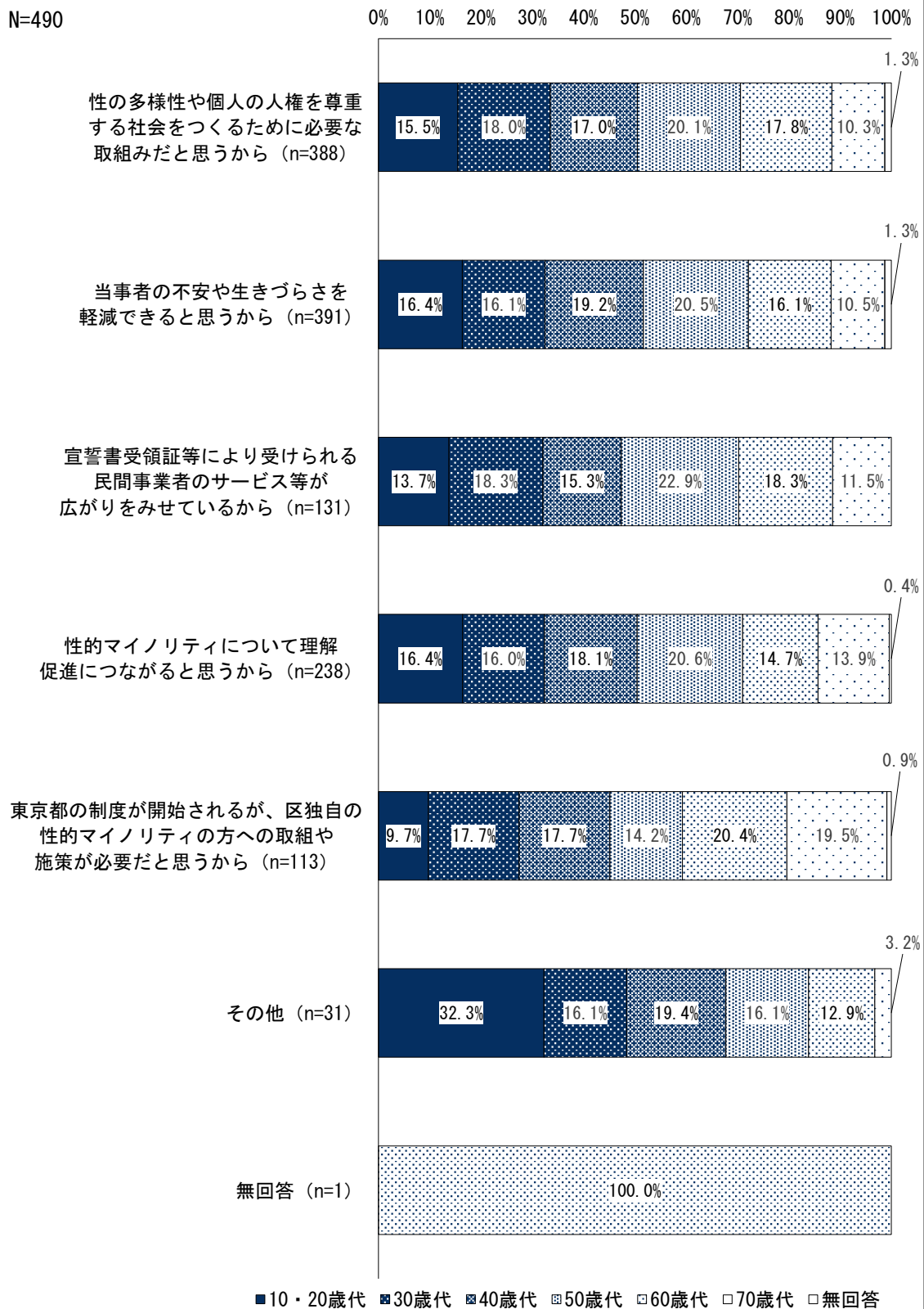


図3-7

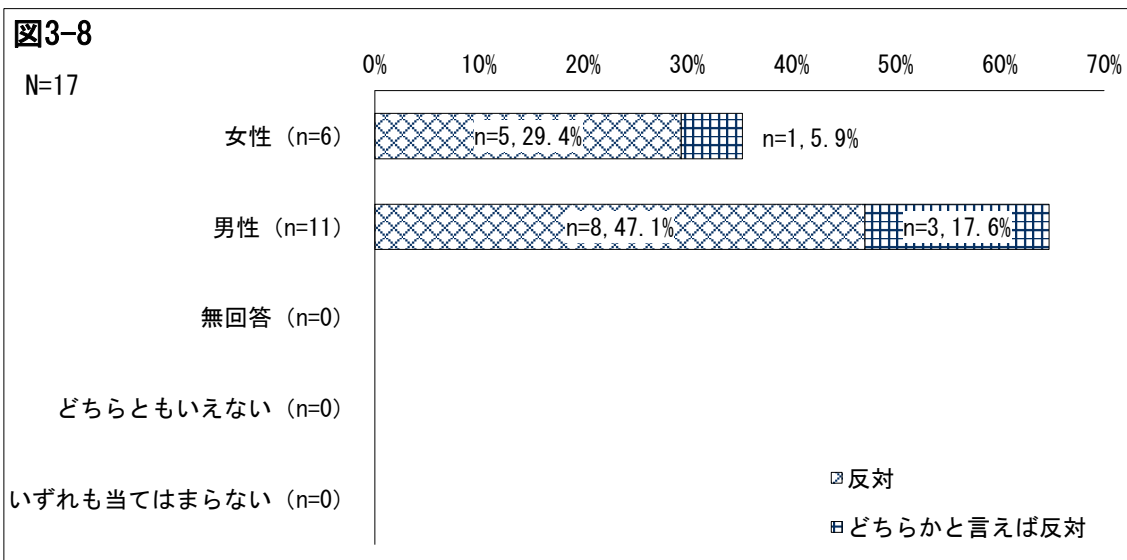
N=490



(3) 項目3(1)で「反対、どちらかといえば反対」の回答を選択した方は、その理由を教えてください。あてはまるものすべてを選んでください。

回答者の内訳

【性別】



【年代別】

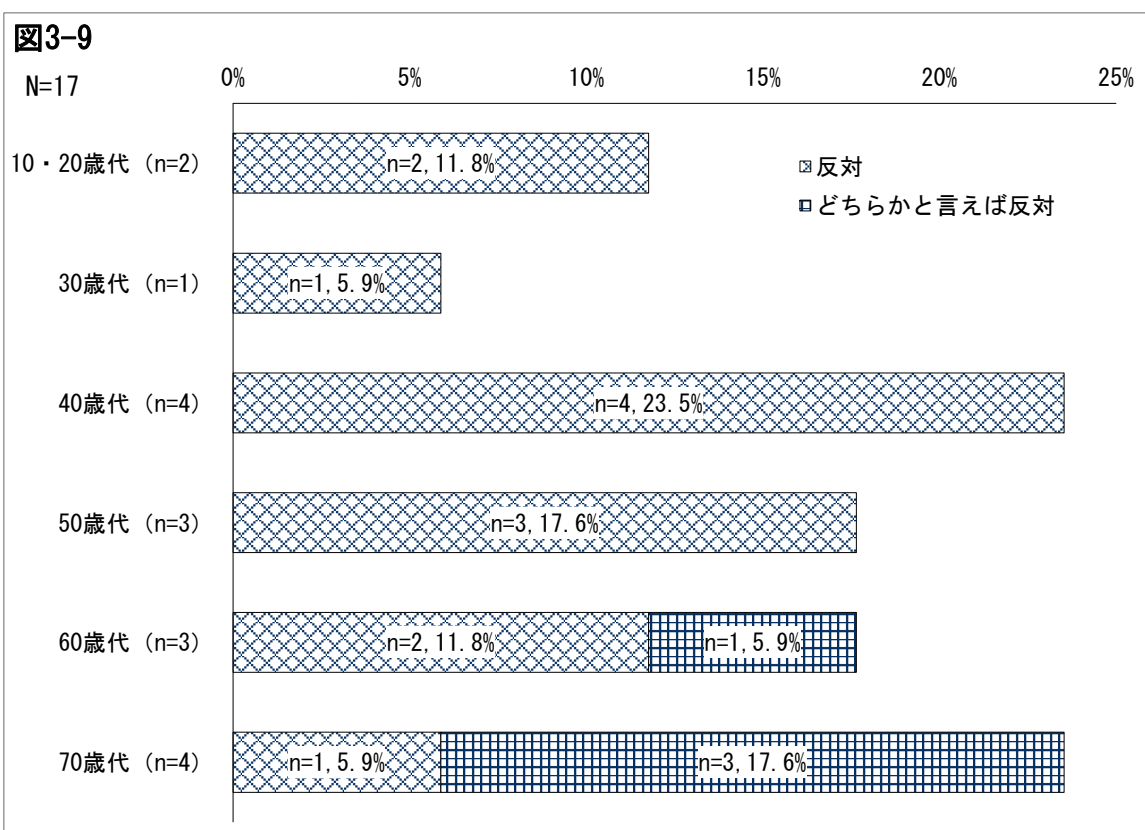
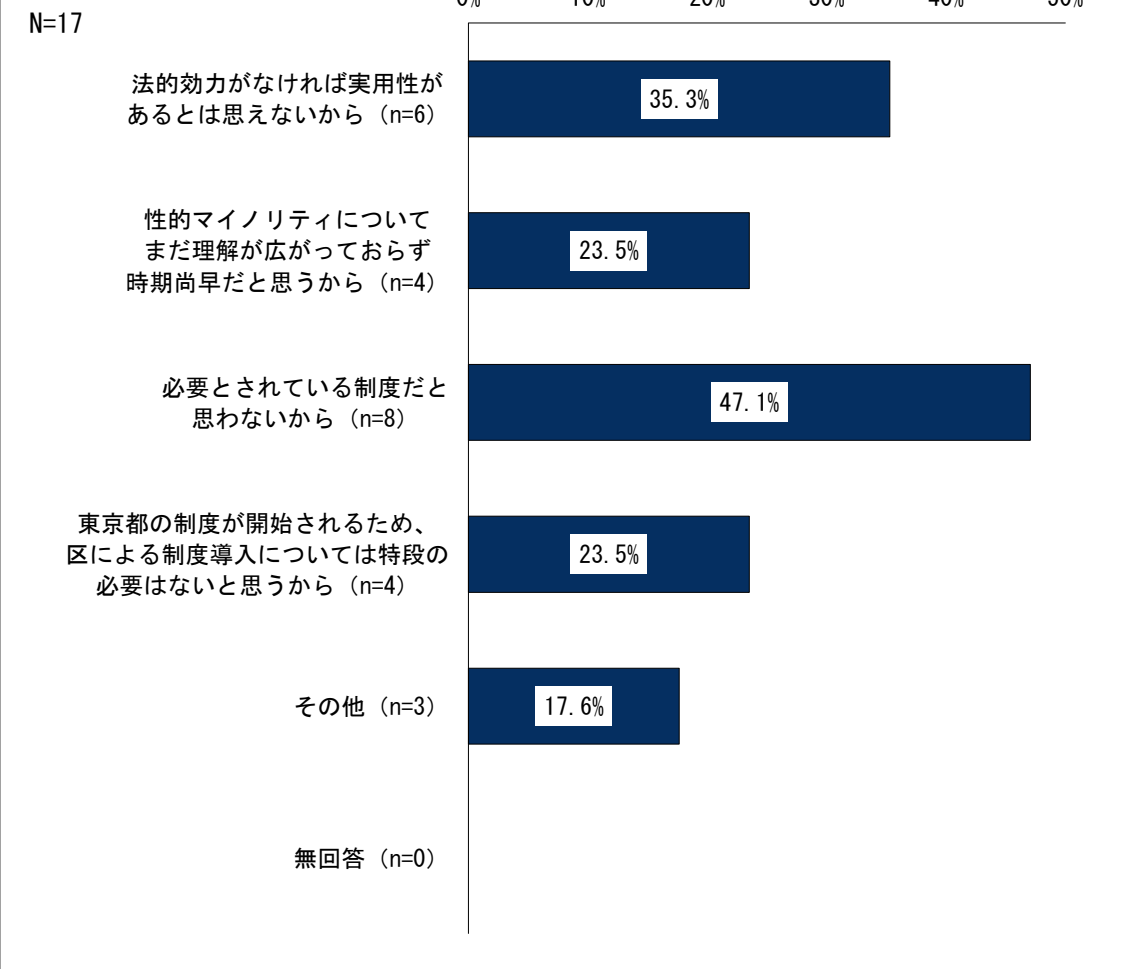


図3-10

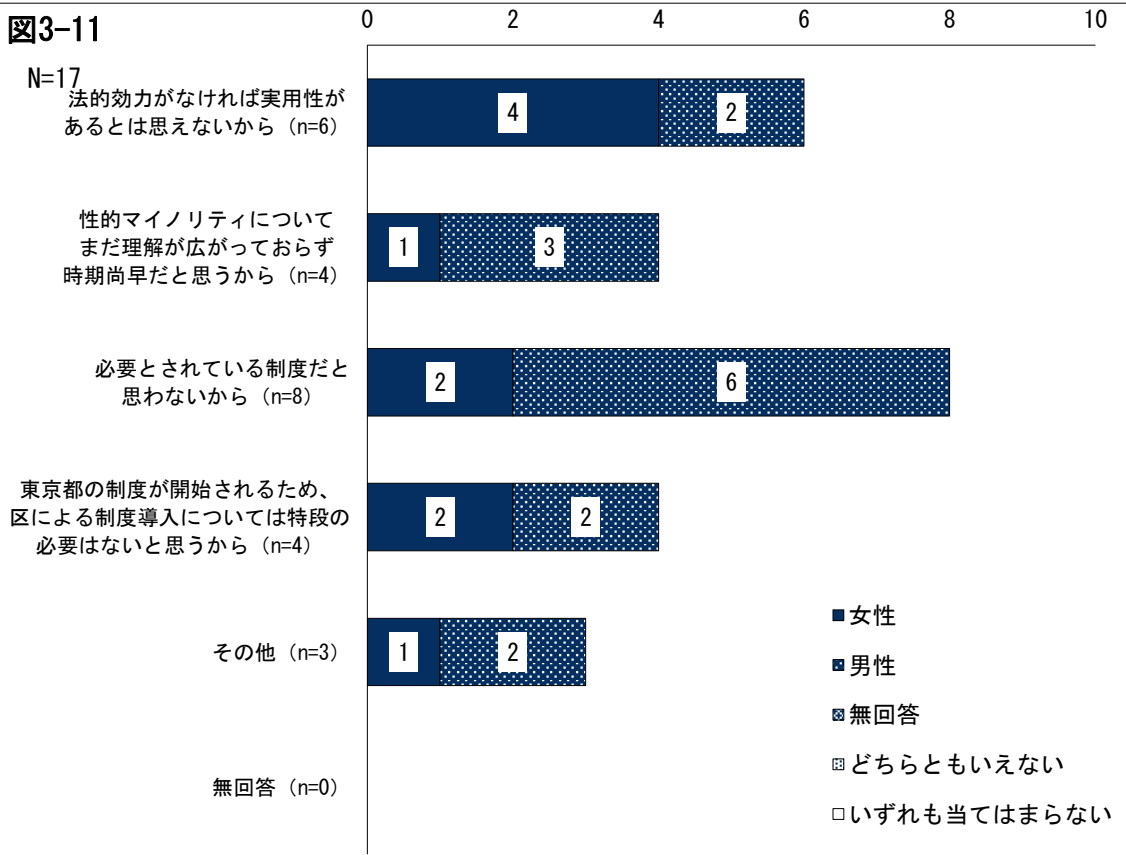


「その他」では、「お互いの力関係やなりすまし等で制度を悪用される恐れがある」という意見等があります。

選択肢ごとの内訳

【性別】

図3-11



【年代別】

図3-12

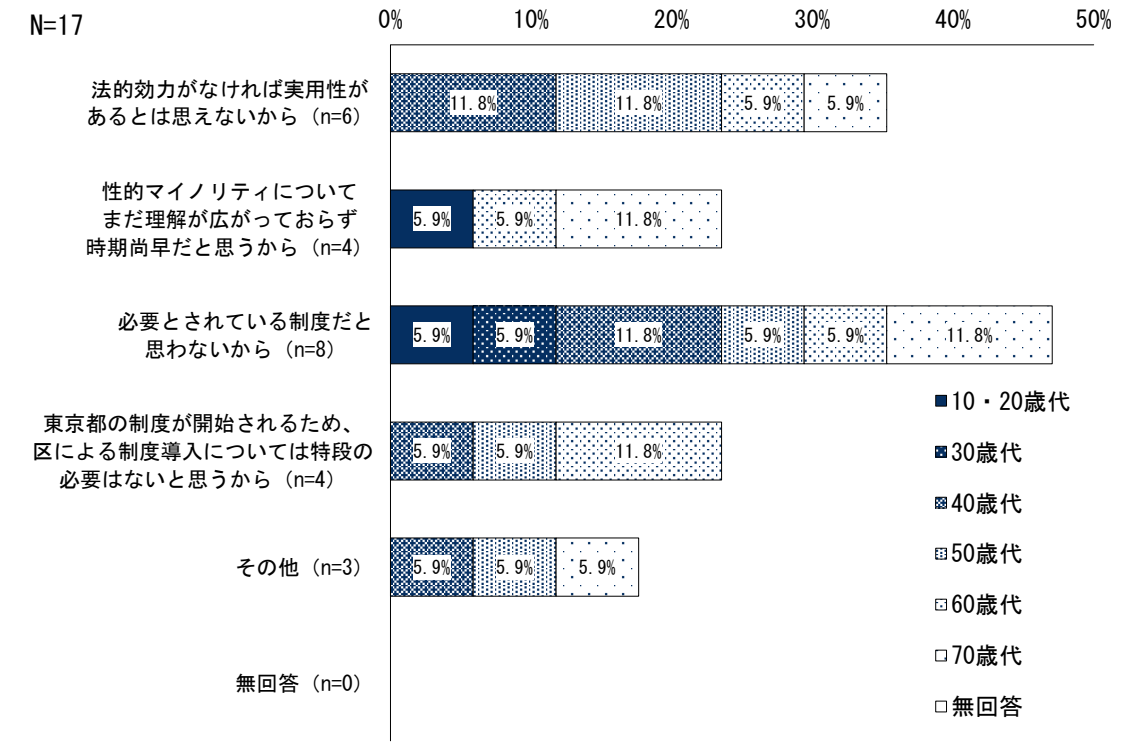
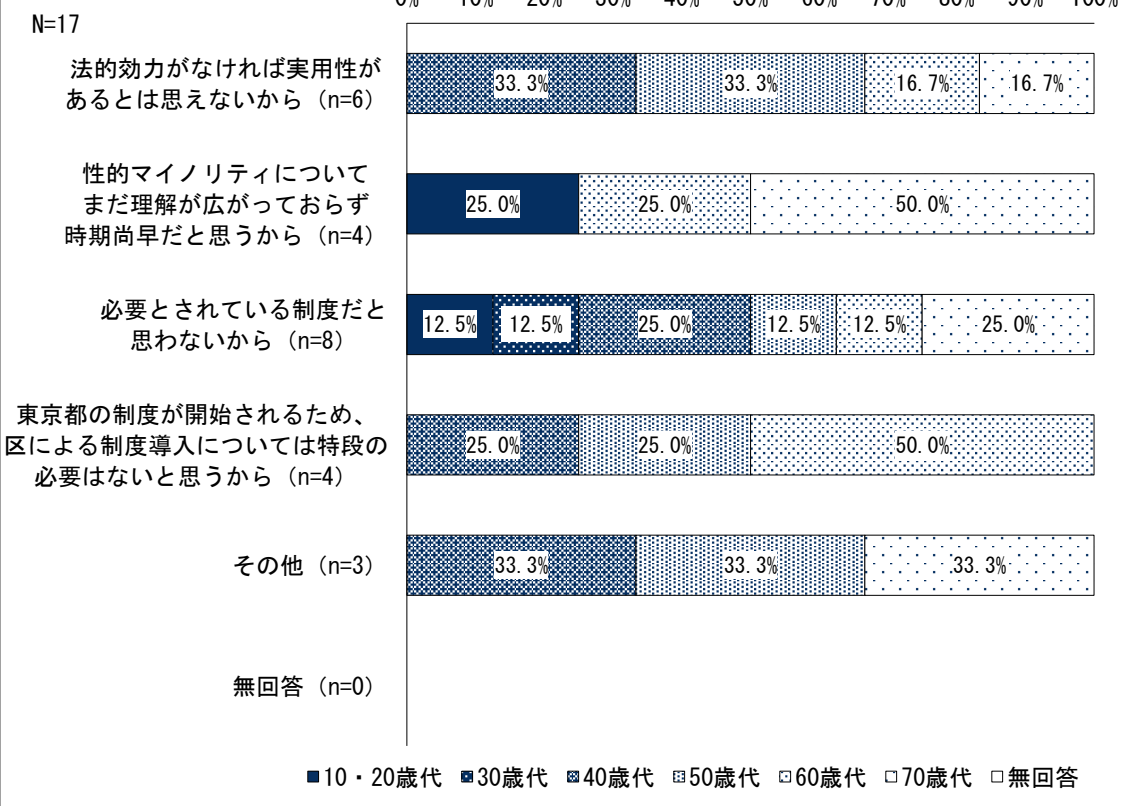


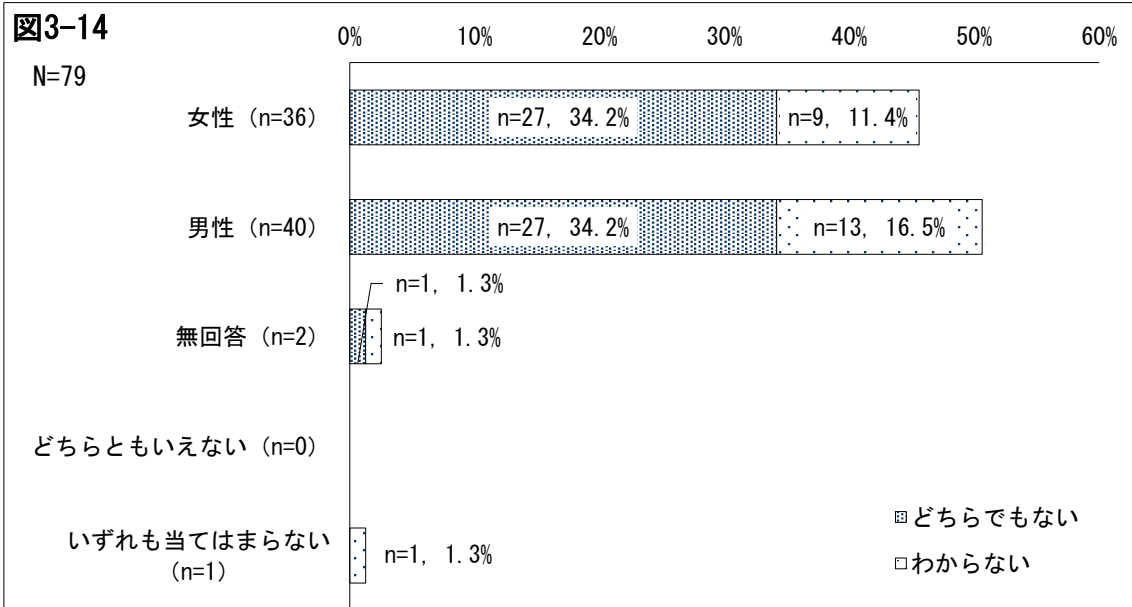
図3-13



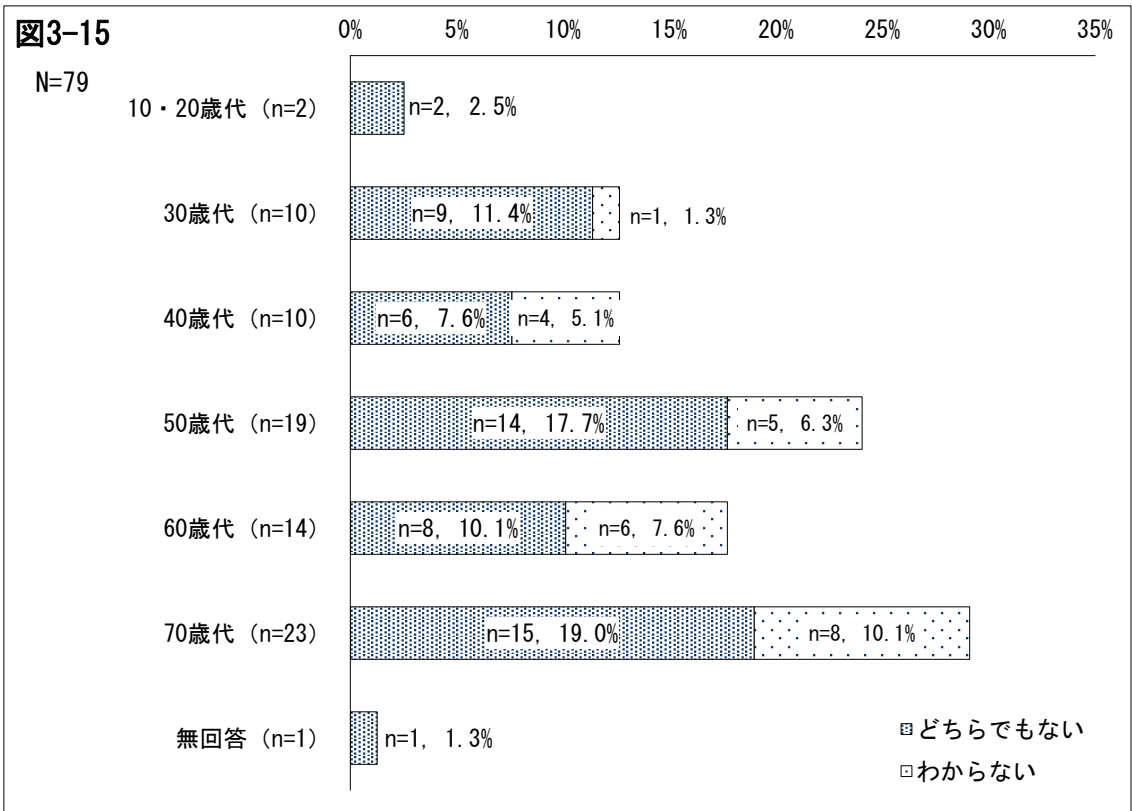
(4) 項目3(1)で「どちらでもない、わからない」の回答を選択した方は、その理由を教えてください。あてはまるものすべてを選んでください。

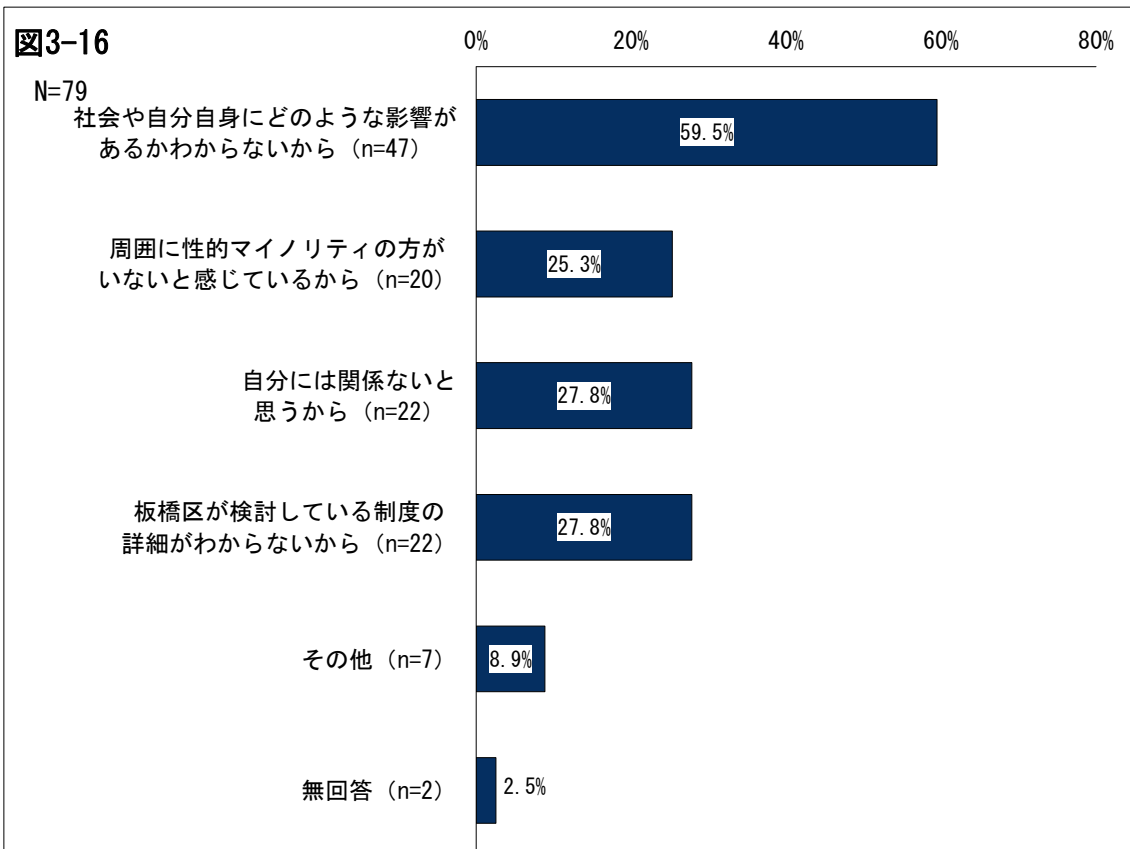
回答者の内訳

【性別】



【年代別】

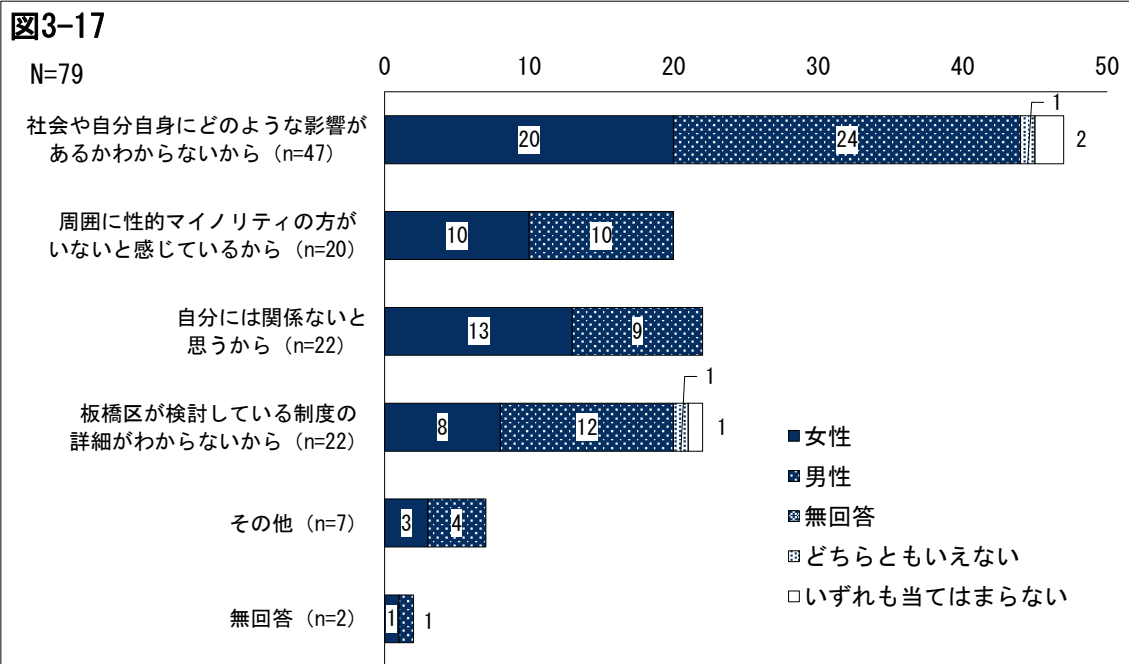




「その他」では、「婚姻と同じ法的効力がある方が良いから」「当事者が希望していて幸せになる方が増加するのであれば賛成する」「婚姻より軽いイメージがあるから」という意見等があります。

選択肢ごとの内訳

【性別】



【年代別】

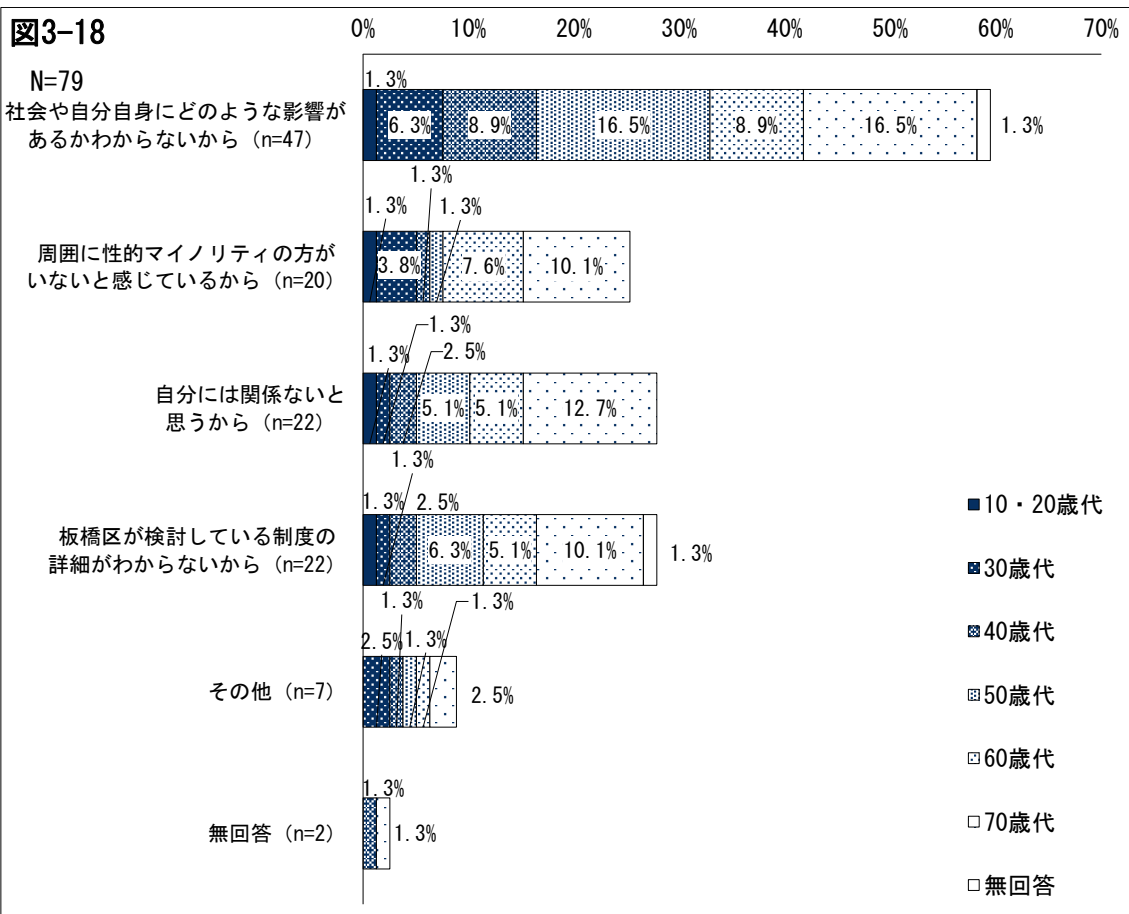
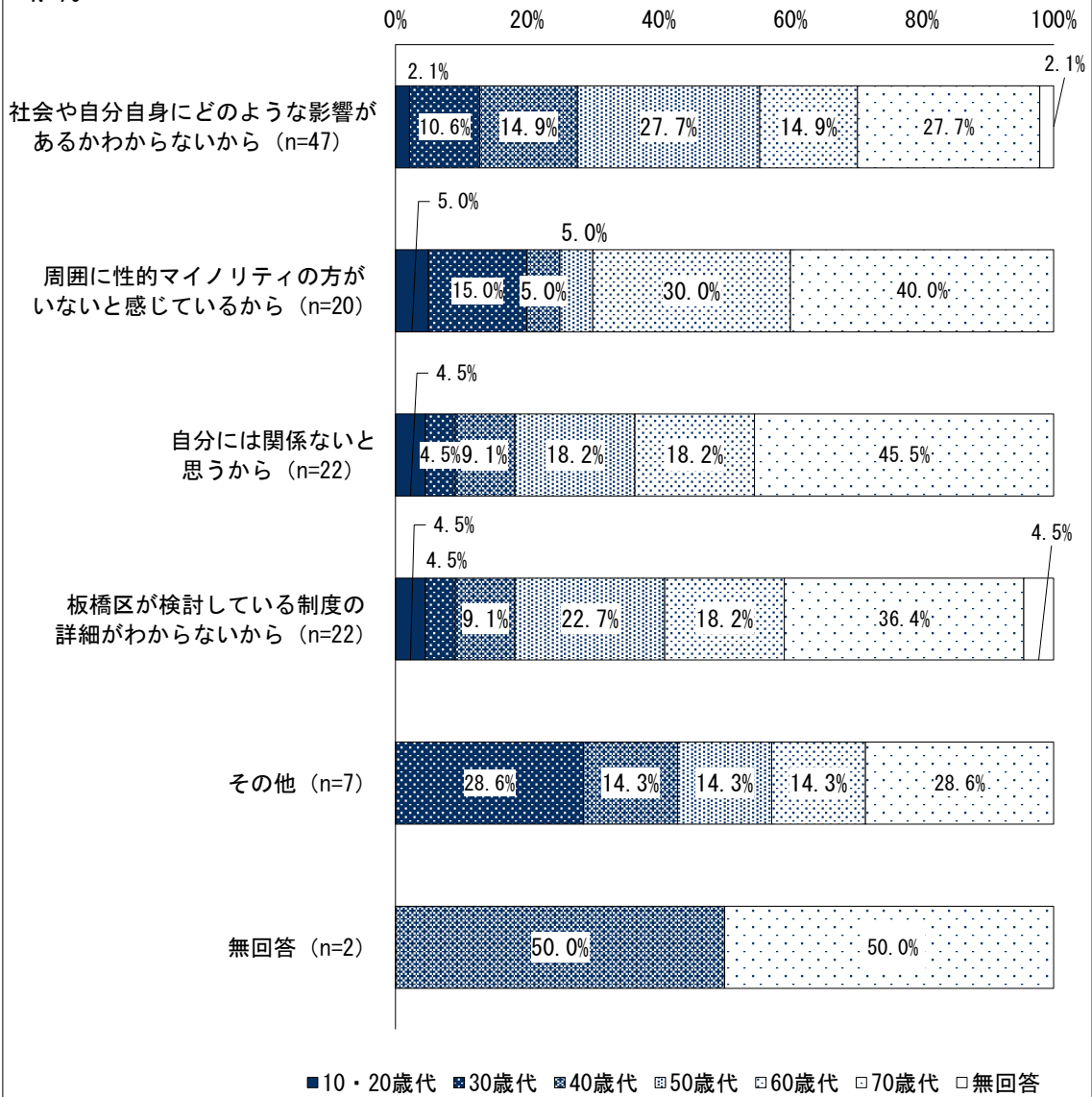


図3-19

N=79



項目4 自由意見

性の多様性を認め合う社会をつくるための取組や、パートナーシップ制度について、ご意見等ありましたら記入してください。

項目4で、自由回答を求めたところ、589件中188件の回答があった。なお、回答内容が複数の項目にわたる場合は、該当項目のそれぞれに分類したため、各項目の件数の合計値は回答件数（188件）とは一致しない。

【パートナーシップ制度導入賛成】（50件）

- ・ 多様性を認め合う社会をつくっていくための取組として、また、性的マイノリティ当事者が抱える困難の解消に向けた取組として、制度が導入されることを期待する。（他38件）
- ・ パートナーシップ制度により二人の思いを受け止めるだけでなく、制度を活用した行政サービスや民間サービスの拡充にも取り組んでほしい。（他4件）
- ・ 悪用対策にも留意してほしい。（他4件）
- ・ 東京都だけでなく各地方でも、そして国を挙げても実施すべきだと思う。日本は欧米に比べてこのような施策が遅れている。

【ダイバーシティ&インクルージョン推進】（38件）

- ・ 他の属性におけるマイノリティ含め、全ての人に関わる問題でもあると思う。すべての人が自分らしく生きていけるような社会になってほしい。（他21件）
- ・ 一人一人が尊重される区であることを望む。生きやすく、住みやすい、区であってほしい。（他15件）

【人権尊重】（34件）

- ・ 性別関係なく人間として平等な生活を送ることができる社会を作っていくべきだと思う。（他13件）
- ・ LGBTの人たちに対して特別な措置をするということではなく、「LGBTであるがゆえに認められなかった権利」を安心して得られるようにすることが大切だと思う。（他9件）
- ・ 性の多様性を認め合うことは大事であり、様々な施策が必要であると思うが、過度な配慮により、非当事者が生活しにくいことにはならないよう留意が必要と思う。（他9件）

【評価できる性的マイノリティに関する施策】(30件)

- ・ 理解するためには正しい知識が必要なため、理解を深めるための啓発やホームページ・広報等での情報発信が重要である。(他18件)
- ・ まずは区役所職員や教職員が理解を深めていく必要がある。(他6件)
- ・ 困っている性的マイノリティ当事者が相談できる窓口や仲間と話し合える場があると良い。(他2件)
- ・ 学校の制服について、個人の希望でスカートかズボンかを選択できるようにする。

【法整備・制度整備について】(26件)

- ・ 同性でも婚姻が認められ、法律上の権利を持てるようになるべきだと思う。(他14件)
- ・ パートナーシップ制度に賛成だが、法的効力や具体的なメリット等について、導入後も改善して行ってほしい。(他5件)
- ・ 扶養義務や税控除、相続制度等の整備が重要である。(他1件)
- ・ 今後もパートナーを持たない人の割合は増えていくと思うので、婚姻制度等の制度自体を見直すなど、新しい時代に合わせて変わって行ってほしい。
- ・ 性的マイノリティカップルによる子育て関係の制度も同時に実施すべき。
- ・ 事実婚もこの制度の対象に含めるべき。

【教育について】(17件)

- ・ 人によって性的指向や性自認は様々であるということについて、学校での教育が重要だと思う。(他13件)
- ・ きちんとした性教育を学校でするようにしてほしい。(他1件)
- ・ 新たないじめの要因とならないよう十分に検討した内容で実施する必要がある。

【施設・設備について】(15件)

- ・ 多様性を認め合う大切さは認識しているが、公共のトイレや浴場等は、心の性ではなく体の性で分けた利用としてほしい。(他7件)
- ・ トイレや更衣室等の利用について、性的マイノリティ当事者にとっては深刻な問題なため、配慮できることから始めてほしい。(他3件)
- ・ 性的マイノリティ当事者も、そうではない人も、だれもが安心して利用できるように施設が整備されていくと良いと思う。(他2件)

【差別・偏見について】（10件）

- ・ どのような要因があろうと、社会で差別、いじめをしてはならないと思う。（他6件）
- ・ 差別解消の取組に加えて、差別を受けた人の救済に関する取組もあると良いと思う。
- ・ 「性的マイノリティ」という表現に問題があるのではないか。
- ・ 性的マイノリティ当事者と非当事者とを分けて扱うことは新たな分断意識を生む危険性がある。

【パートナーシップ制度導入反対】（10件）

- ・ 差別等についての対応は必要と思うが、パートナーシップ制度の導入まではいきすぎではないかと思う。（他6件）
- ・ 多様性の時代ではあると思うが、少子化につながる。（他1件）
- ・ 男性が女性になりすまして、トイレ等で犯罪を起こす事があり得るのではないか。

【認知・認識について】（4件）

- ・ 自分は性的マイノリティ当事者ではなく、周りにもいないのでよくわからないというのが本音だ。（他1件）
- ・ パートナーシップ制度という制度があることを初めて知った。
- ・ 無意識に差別につながるような言動をしていないか心配になることがある。無知によって誰かを傷つけるようなことがないよう配慮していきたい。

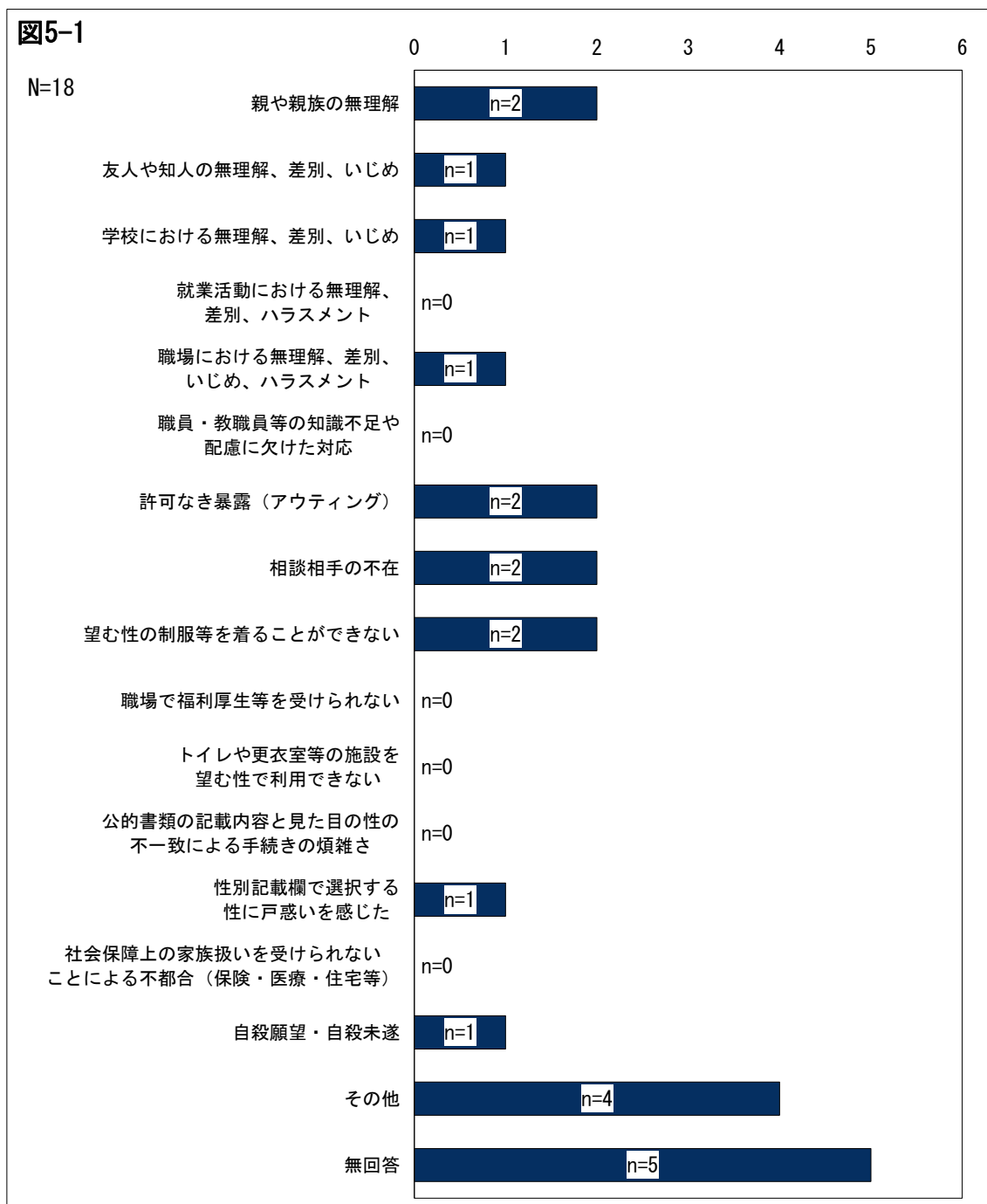
2 調査結果（当事者のみ対象）

項目5 ご自身が性的マイノリティの方からの意見（当事者の方のみお答えください）

性的マイノリティであることが理由で経験して辛かったことについて、「親や親族の無理解」（2人）、「許可なき暴露（アウティング）」（2人）、「相談相手の不在」（2人）、「望む性の制服等を着ることができない」（2人）が、他の選択肢よりも比較的多くなっています。【図 5-1】

項目2（5）において、評価できると思うものとして選択された取組・施策では、「窓口対応を行う職員・学校の教職員等への研修」（5人）、「学校における多様な性に関する教育」（5人）、「パートナーシップ制度の導入」（5人）、「性的マイノリティの方へ配慮した申請書類等の性別記入欄への変更」（5人）が最も多く、評価できると感じた理由の回答が多かったものは、「学校における多様な性に関する教育」（5人）、「パートナーシップ制度の導入」（4人）、「性的マイノリティの方へ配慮した申請書類等の性別記入欄への変更」（4人）となっています。また、2（5）における全ての選択肢が評価できると思うものとして選択されており、幅広い取組・施策が求められています。【表 5-1】

- (1) これまでご自身が性的マイノリティであることが理由で経験して辛かったことがあれば選択してください。特にあてはまるものを3つまで回答してください。



「その他」では、「偏見の視線、金銭面で不利と感じている」「互いに望んでいても、同性愛者と同じように結婚できないことが辛い」という意見等があります。

(2) 「項目2 性的マイノリティについて」(5)で選択した取組・施策について、評価できると感じた理由を、記入してください。

表 5-1

| 取組・施策 (項目2(5)の回答者数) | うち 回答者数 | 評価できると感じた理由 |
|---|------------|--|
| パンフレット等の啓発資料の作成や、ホームページ・広報等での情報発信(2) | n=2 | <ul style="list-style-type: none"> ・ まずは知ることから始まると思うから ・ 行政が発信することで理解を示す人もいると思うから ・ 多くの人に理解を深めてもらえるから ・ 誤解が解ける可能性があると思うから |
| 性的マイノリティの方同士による交流イベントの開催(2) | n=2 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 孤独で繋がりをもちたいから ・ 孤立している方の安心できるコミュニティになるから |
| 窓口対応を行う職員・学校の教職員等への研修(5) | n=3 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 理解のない職員の心ない発言に傷つくことがないようにしたいから ・ 対応の悪さを善できるから ・ お互いの精神的負担の軽減になるから |
| 学校における多様な性に関する教育(5) | n=5 | <ul style="list-style-type: none"> ・ そもそも性教育が足りないから ・ 子どもの頃から多様性についての教育は差別をなくすために大切だから |
| パートナーシップ制度の導入(5) | n=4 | <ul style="list-style-type: none"> ・ パートナーシップ宣誓制度を利用した友人がいるから ・ 将来利用したいから ・ 法制化への一歩になるから ・ ないよりは良いから |
| 相談窓口(電話・SNS等)の設置(1) | n=0 | |
| 性的マイノリティの方への差別禁止や啓発普及を推進するための規程等の整備(条例等)(1) | n=0 | |
| 性的マイノリティの方へ配慮した申請書類等の性別記入欄への変更(5) | n=4 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 当然のようにない者として扱われることが嫌だから ・ 最近は性別記入欄に「わからない、答えたくない」という選択肢が増えているから ・ 男性か女性かの線引きが明らかに不要な書類では配慮してほしいから ・ 存在を認めてほしいから |
| 性的マイノリティの方へのトイレや更衣室等の利用に関する配慮(2) | n=1 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 男性か女性かの線引きが明らかに不要な場面であれば配慮してほしいから |
| わからない(2) | n=0 | |

※ N=18、無回答 n=9

(3) 現在、様々な自治体にて取り組まれているパートナーシップ制度について、長所や短所など具体的なお意見等がありましたら記入してください。

- ・ パートナーシップ制度は良いと思うが、十分ではないので、結婚という制度が利用できるようになることを望む。(他3件)
- ・ パートナーシップ制度の導入は必要だと思う。
- ・ 根拠規程を要綱としている自治体が多く、首長が変わった際に、制度が廃止されたり変更されてしまう可能性があることは短所かと思う。
- ・ 今のパートナーとのパートナーシップ制度の活用を考えていないため、他の自治体の取組、制度に対する知識がない。
- ・ 性のあり方は多様で良いのだと知ったことにより、これまでの自分は自分らしさを隠す傾向があり、女性としての枠に囚われて生きていたことに気が付いた。

※ N=18、無回答 n=1

第 3 章 資料編

1 調査票

令和4年5月30日

「板橋区パートナーシップ制度に関する調査」へのご協力をお願い

日頃より板橋区の男女平等参画行政にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。
板橋区では、すべての区民が、個人としての尊厳を重んじられ、性別による差別的な取り扱いを受けることなく、個人としての能力を發揮できる男女平等参画社会の実現を目指すために「いたばしアクティブプラン2025」に基づき、取組を進めております。

その中の重点事業の一つとして、性的マイノリティ^{※1}支援のための「パートナーシップ制度」の導入について検討しております。「パートナーシップ制度」とは、互いを人生のパートナーであるとして、パートナーシップ宣誓書等を提出した、一方又は双方が性的マイノリティであるカップルに対し、自治体が宣誓書受領証等を交付する制度です。（制度の詳細は自治体により異なります。）令和4年4月25日現在、全国約1,700の自治体のうち、200以上の自治体、都内では16自治体が導入しています。また東京都は今秋に「東京都パートナーシップ宣誓制度」^{※2}の導入を予定しています。

本調査は、無作為抽出した板橋区民2,000名に、「パートナーシップ制度」の導入等についてご意見をお伺いするものです。

ご回答いただいた内容はすべて統計的に処理させていただくものであり、回答者個人が特定されたり、個々の回答内容が外部に知られたりすることは一切ありません。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※1 定義は、調査票「2 性的マイノリティについて」（1ページ）を参照してください。

※2 調査票（7、8ページ）に「東京都パートナーシップ宣誓制度」素案を掲載しています。

1 回答について

- （1） あてはまる選択肢をひとつ選んで、（チェックボックス）にレ点をつけてください。なお、設問によっては複数の選択肢を選ぶ設問もあります。
- （2） 設問によっては、ご回答いただく方が限られる場合があります。ことわり書きに従ってご回答ください。

2 返送について

- （1） ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて **令和4年6月20日（月）**までに投函してください。
- （2） 調査票及び返信用封筒にはお名前及びご住所を記入しないでください。

日頃から、区政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

板橋区の行政計画「いたばしアクティブプラン 2025」では、性的マイノリティ[※]支援のための「パートナーシップ制度の導入検討」を重点事業の1つとしています。性的指向[※]や性自認[※]に関わらず、誰もが人生を共にしたい人と暮らしていくことを支援するため、現在、パートナーシップ制度に関する調査・検討を行っています。（[※]については、下記「2 性的マイノリティについて」を参照してください。）

そこで、皆様からのご意見を、検討を進める上での基礎資料とするため、板橋区に在住している方へアンケート調査を実施いたしますので、ご協力をお願いいたします。

- 匿名でのアンケートであり、回答内容から個人が特定されることはありません
- 調査結果は、まとめ次第、板橋区公式ホームページで公表します

ご記入にあたって

あてはまる選択肢をひとつ選んで、（チェックボックス）に✓をつけてください。

なお、設問によっては複数の選択肢を選ぶ設問もあります。

1 あなたご自身について

(1) あなたの性別を教えてください

女性 男性 どちらともいえない いずれも当てはまらない 無回答

(2) あなたの年齢を教えてください

10・20歳代 30歳代 40歳代 50歳代 60歳代 70歳代

2 性的マイノリティについて

性的マイノリティ…「性自認が生まれた時の身体的な性と一致していて、かつ性的指向は異性」というパターンに当てはまらない等「性のあり方が多数派でない人々」とされている。同義の言葉として「LGBT」が用いられる場合もある。

性自認…自分の性を自分でどう認識しているか。「心の性」とも言われる。

性的指向…どの性の人を好きになるか。

LGBT…L（レズビアン：女性の同性愛者）G（ゲイ：男性の同性愛者）

B（バイセクシュアル：両性愛者）T（トランスジェンダー：心と体の性が一致しない人）

(1) あなたは「性的マイノリティ」または「LGBT」という言葉や意味をご存知でしたか。(いずれか一方についてでかまいません。)

- 意味まで知っていた
- 聞いたことはあるが、意味は知らなかった
- 言葉があることを知らなかった

(2) あなたはご自身が性的マイノリティの当事者だと思いますか。

- はい
- いいえ
- わからない
- 無回答

(3) (2) で「はい」の回答を選択した方は、ご自身の認識に近いものを選んでください。

- L (レズビアン：女性の同性愛者)
- G (ゲイ：男性の同性愛者)
- B (バイセクシュアル：両性愛者)
- T (トランスジェンダー：心と体の性が一致しない人)
- X (エックスジェンダー：自認する性別が男女どちらでもない、どちらとも言い切れない人)
- Q (クエスチョニング：自らの性のあり方などについて特定の枠に属さない人、分からない人)
- わからない、決めたくない
- その他 ()
- 無回答

(4) あなたは性的マイノリティの方について、どのような考えやイメージをお持ちですか。

あてはまるものすべてを選んでください。

- 性の多様性、個人の人権として尊重する必要がある
- 周りに当事者がいるため、身近に感じている
- メディアで取上げられたり著名人が公表したりしているため、社会に受け入れられつつあると感じている
- 学校や職場等の生活の中で、偏見を持たれたり、差別的な言動を受けたりしている
- 理解に努めようと思う
- 一部の人のことで、身近な問題ではない
- 理解ができない
- 特に考えやイメージは持っていない
- その他 [(4) -1 へ]

(4) -1 その他の内容を記入してください。

(5) 性的マイノリティの方に対する取組・施策として、評価できると思うものはありますか。
特にあてはまるものを3つまで回答してください。

【理解促進・普及啓発に関する取組・施策】

- ① パンフレット等の啓発資料の作成や、ホームページ・広報等での情報発信
- ② 個人や事業者向けのセミナー・ワークショップ・イベントの開催
- ③ 性的マイノリティの方同士による交流イベントの開催
- ④ 窓口対応を行う職員・学校の教職員等への研修
- ⑤ 学校における多様な性に関する教育

【制度や環境に関する取組・施策】

- ⑥ パートナーシップ制度の導入
- ⑦ 相談窓口（電話・SNS等）の設置
- ⑧ 性的マイノリティの方への差別禁止や啓発普及を推進するための規程等の整備（条例等）
- ⑨ 性的マイノリティの方へ配慮した申請書類等の性別記入欄への変更
- ⑩ 性的マイノリティの方へのトイレや更衣室等の利用に関する配慮

- ⑪ わからない
- ⑫ 必要な取組・施策はない
- ⑬ その他〔(5)-1へ〕

(5) -1 その他の内容を記入してください。

3 パートナーシップ制度について

性的マイノリティ支援のための「パートナーシップ制度」とは、互いを人生のパートナーであるとしてパートナーシップ宣誓書等を提出した、一方又は双方が性的マイノリティであるカップルに対し、自治体が宣誓書受領証等を交付する制度です。（制度の詳細は自治体により異なります。）

令和4年4月25日現在、全国約1,700の自治体のうち、200以上の自治体、都内では16自治体が導入しています。また、東京都では今秋に「東京都パートナーシップ宣誓制度」の導入を予定しています。

婚姻制度と異なり法的効力はありませんが、自治体が二人の思いを受け止めるとともに、一部の行政サービスや、民間事業者のサービス（携帯電話家族割、生命保険受取人指定、住宅ローン収入合算者認定等）において、婚姻関係や事実婚に準じた取扱いを受けられる例もあります。

一方で、自治体独自の制度であるため居住自治体からの転出により同様の取扱いが受けられないこと、法的効力がないため各種サービスが受けられるかは各事業者の判断に委ねています。

(1) 板橋区では、パートナーシップ制度の導入を検討していますが、導入することについてあなたは
どう考えますか。

※東京都では今秋に「東京都パートナーシップ宣誓制度」の導入を予定しています。

- 賛成〔(2)へ〕 どちらかといえば賛成〔(2)へ〕 どちらでもない〔(4)へ〕
どちらかといえば反対〔(3)へ〕 反対〔(3)へ〕 わからない〔(4)へ〕

(2) (1)で「賛成、どちらかといえば賛成」の回答を選択した方は、その理由を教えてください。

あてはまるものすべてを選んでください。

- 性の多様性や個人の人権を尊重する社会をつくるために必要な取組みだと思うから
当事者の不安や生きづらさを軽減できると思うから
宣誓書受領証等により受けられる民間事業者のサービス等が広がりをみせているから
性的マイノリティについて理解促進につながると思うから
東京都の制度が開始されるが、区独自の性的マイノリティの方への取組や施策が必要だと思うから
その他〔(2)-1へ〕

(2)-1 その他の内容を記入してください。

(3) (1)で「反対、どちらかといえば反対」の回答を選択した方は、その理由を教えてください。

あてはまるものすべてを選んでください。

- 法的効力がなければ実用性があるとは思えないから
性的マイノリティについてまだ理解が広がっておらず時期尚早だと思うから
必要とされている制度だと思わないから
東京都の制度が開始されるため、区による制度導入については特段の必要はないと思うから
その他〔(3)-1へ〕

(3)-1 その他の内容を記入してください。

(4) (1)で「どちらでもない、わからない」の回答を選択した方は、その理由を教えてください。

あてはまるものすべてを選んでください。

- 社会や自分自身にどのような影響があるかわからないから
周囲に性的マイノリティの方がいないと感じているから
自分には関係ないと思うから
板橋区が検討している制度の詳細がわからないから
その他〔(4)-1へ〕

(4)-1 その他の内容を記入してください

4 自由意見

性の多様性を認め合う社会をつくるための取組や、パートナーシップ制度について、ご意見等ありましたら記入してください。

ご自身が性的マイノリティの当事者であると思わない方（設問2（2）において「はい」と答えた方以外の方）への質問は以上です。アンケートにご協力いただきありがとうございました。

ここからは、ご自身が性的マイノリティの当事者であると思う方（設問2（2）において「はい」と答えた方）のみお答えください。

5 ご自身が性的マイノリティの方からの意見（当事者の方のみお答えください）

(1) これまでご自身が性的マイノリティであることが理由で経験して辛かったことがあれば選択してください。特にあてはまるものを3つまで回答してください。

【理解促進・普及啓発の不足に起因した経験】

- 親や親族の無理解
- 友人や知人の無理解、差別、いじめ
- 学校における無理解、差別、いじめ
- 就業活動における無理解、差別、ハラスメント
- 職場における無理解、差別、いじめ、ハラスメント
- 職員・教職員等の知識不足や配慮に欠けた対応
- 許可なき暴露（アウトティング）
- 相談相手の不在

【制度や環境の不足に起因した経験】

- 望む性の制服等を着ることができない
- 職場で福利厚生等を受けられない
- トイレや更衣室等の施設を望む性で利用できない
- 公的書類の記載内容と見た目の性の不一致による手続きの煩雑さ
- 性別記載欄で選択する性に戸惑いを感じた
- 社会保障上の家族扱いを受けられないことによる不都合（保険・医療・住宅等）

- 自殺願望・自殺未遂
- その他〔(1) -1 へ〕

(1) -1 その他の内容を記入してください。

- (1) 「2 性的マイノリティについて」(5) (3 ページ) で選択した取組・施について、評価できると感じた理由を、記入してください。

| 番号 | 理由 |
|-----|------------------|
| 例：③ | 相談しあえる仲間をつくりたいため |
| | |
| | |
| | |

- (2) 現在、様々な自治体にて取り組まれているパートナーシップ制度について、長所や短所など具体的なご意見等がありましたら記入してください。

| |
|--|
| |
|--|

質問は以上です。アンケートへのご協力ありがとうございました。

ご記入いただいた調査票について

ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて

令和4年6月20日（月）までに投函してください。

- 調査票及び返信用封筒にはお名前及びご住所を記入しないでください。
- 調査票に記入されたご質問・ご相談への回答は控えさせていただきます。

【宛先】173-8501 板橋区板橋2丁目66番1号

板橋区役所 男女社会参画課 行

※ここからは東京都ホームページからの引用です。

「東京都パートナーシップ宣誓制度」素案

令和4年2月 東京都総務局

1 制度創設の目的

○都は、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号。以下「人権尊重条例」といいます。）において、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに啓発等の推進を図ることを規定しています。

○人権尊重条例の理念を踏まえ、パートナー関係にある性的マイノリティの生活上の不便等の軽減など、当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげるとともに、多様な性に関する都民の理解を推進するため、新たに「東京都パートナーシップ宣誓制度」を創設します。

※ 「性的マイノリティ」とは、性自認が出生時に判定された性と一致しない者又は性的指向が必ずしも異性のみではない者をいいます。

2 制度の基本的な考え方

① 名称

○制度の名称を、「東京都パートナーシップ宣誓制度」とします。

② 根拠

○人権尊重条例を一部改正し、本制度の実施根拠とします。

③ 対象

○双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、継続的に協力し合うことを約した二者を本制度の対象者とします。

④ 概要

○手続の概要は以下のとおりとします。

-制度対象である二人が、知事に対して、パートナー関係にあることを宣誓し、必要書類等を届出

-知事は、宣誓と届出がされたことを証明する受理証明書を発行受理証明書は都民サービス等の利用時に活用

※ 当事者に子供がいる場合、子供に関する困りごとの軽減にもつなげる仕組みとするため、当事者の希望に応じて「当事者の子」として受理証明書に「子の名前」を補記することができます。

○手続は、原則オンラインで完結します。

○婚姻制度とは別のものとして制度を構築します。

3 対象者の要件（詳細）

○本制度の対象者は、以下①から③までの全ての要件を満たす必要があるものとします。

① 双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、継続的に協力し合うことを約した二者であると宣誓したこと。

② 以下の全ての条件を満たしていること。

○双方が成年に達していること。

○双方に配偶者（事実婚を含む。）がないこと、かつ、双方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。

○直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族の関係にないこと。(パートナー同士で養子縁組をしている場合を除く。)

- ① 以下のいずれかの条件を満たしていること。
 - 双方又はいずれか一方が都内在住であること。
 - 双方又はいずれか一方が都内在勤・在学であること。

4 手続の流れ

○手続は、原則オンラインで実施します。

データは、国基準の安全性評価を受けたクラウドサービス等を活用する等により、厳重に管理します。

① 届出

○パートナー関係にある二人が、原則、オンラインで必要書類等を届出要件確認及び本人確認のため、戸籍抄本、住民票及び運転免許証等の写しを提出いただきます。

② 証明書発行

○都は、提出内容に不備がないことを確認の上、受理証明書をオンライン発行

※ 希望に応じて、「通称名」や「子の名前」の補記も可能

受理証明書の内容、交付番号、二人の氏名及び生年月日、届出年月日、交付年月日等

③ 変更等の届出

○住所等の変更があった場合や死亡時

○パートナー関係を解消した場合

○転居、転職又は卒業等により双方が要件を満たさなくなった場合

届出内容の虚偽又は受理証明書の改ざん等が判明した場合、当該受理証明書は無効となります。

④ 証明書再発行

○都は、制度利用者からの申し出により、最新の日付の受理証明書をオンライン発行

都は、受理証明書を保有する方に対し、年一回程度定期的にメール連絡し、都の施策等についての情報提供や困りごとの把握を行うとともに、変更等の届出漏れがないように促します。

5 受理証明書の活用

○都が提供する都民向けサービス事業について、受理証明書を保有する方が活用できるよう検討します。

※ 法律等により国が対象者を規定している事業は対象外となります。

※ 各事業において受理証明書を保有する方が活用できるようになった場合でも、受理証明書を保有していることに加え、各事業の個別要件を満たしていることが必要となります。(例：都内在住を必須としている都民向けサービス事業等)

○都内区市町村との証明書の相互活用等に関し調整を図ります。

○民間事業者の各種サービスや従業員の福利厚生での活用を働き掛けます。

6 今後のスケジュール

令和4年2月 令和4年第一回 都議会定例会にて、制度素案を報告

令和4年2月14日(月)～3月31日(木) パブリックコメント実施

令和4年6月 令和4年第二回都議会定例会にて、人権尊重条例の改正案を提案(予定)

令和4年秋 制度開始(予定)

パートナーシップ制度に関する調査報告書

発行 板橋区 総務部 男女社会参画課
〒173-00 板橋区板橋二丁目 66 番 1 号
TEL 3579-2486 FAX 3579-2129

令和 4 年 9 月発行

刊行物番号 R04-61